

令和5年9月例会：次第（令和5年9月30日開催）

1、会長挨拶

2、滋賀県庁より医療措置協定の締結に関する説明……………（資料1）p.1

3、報告事項

【会員の状況】 令和5年8月

(1) 会員の状況

A会員： 146名、 B会員： 192名（卒後5年内18名）、 合計： 338名

○診療所の管理者変更

医療法人 道心会 北山田診療所

馬場 史道 先生 → 馬場 典子 先生 7/18付

○診療所の管理者変更

社会医療法人誠光会 淡海医療センター

古家 大祐 先生 → 北野 博也 先生 7/24付

○A会員の退会

馬場 史道 先生 北山田診療所 7/17付(死亡)

古家 大祐 先生 淡海医療センター 7/23付(死亡)

○B会員の入会

任 聿熙^{いっひろ} 先生 任 医院 7/24付

北尾 遼平 先生、 木上 竜輔 先生、 西牟田 剛広 先生

佐藤 凡功 先生、 長谷 頼良 先生、 樽本 総一郎 先生

三瀬 巧馬 先生、 岸本 くるみ 先生、 中村 意央里 先生

森元 悠樹 先生、 山内 慎 先生、 伊藤 鴻輝 先生

松村 育弥 先生、 森谷 真子 先生、 嶋村 清州 先生

飯田 裕貴 先生、 竹島 健司 先生

以上17名 淡海医療センター(研修医、卒後5年以内) 8/1付

【総 務 部】

[総 務]

(1) 同和問題の解消及び「同和問題啓発強調月間」への協力について

滋賀県では、毎年9月を「同和問題啓発強調期間」と定め、同和問題についての理解と認識を深め、差別問題をはじめとするあらゆる差別の解消をはかるため、集中的に啓発に取り組んでいます。

わたしたちは、「かけがえない人間として、幸せになりたい」という願いをもって生きています。すべての国民は、この願いを実現するための権利が保障されています。

しかし、現実には、この権利の保障もなく、長い差別の歴史を背負って生きている人々がいます。同和問題はこの最たるものであり、現在でも、土地差別、インターネット上の掲示板やSNSなどで差別的な内容の書き込みなど、様々な人権問題が深刻化している状況です。

同和問題啓発強調月間を契機に、改めて「同和問題」を考えてみませんか。

人権尊重の精神を生活に生かし、差別のない明るい社会の実現のために、一層のご協力をお願いします。

(2) 令和6年版医師日記（手帳）の申込みについて

例年のお通り日本医師会から医師日記の斡旋案内があったので、必要な会員は下記により各地域医師会事務局まで申込みいただきたい。

1. 体裁 前年度と同様 95×160 mm 羊皮スウェード（キャメル）透明カバー付
2. 価格 1冊 2,400円（今回の申込み以降個人で申請の場合は2,600円）
3. 申込 各地域医師会事務局へ現金を添えて申込み
（申込締切は10月6日（金））

（3）医療法人の設立および解散にかかる申請書類の提出期限について

医療法人の設立および解散については、その認可にあたり県の医療審議会の意見を聞くこととされているが、令和5年度の第2回滋賀県医療審議会医療法人部会が令和6年2月に開催予定であり、当該審議会にかかる申請書類の提出期限は**令和5年11月2日（木）**であるとの通知があったので、ご了解願いたい。

なお、提出された書類に不備があった場合は、その次の審議会での意見徴収となる場合もあるので、できるだけ早く事前協議を行い申請に備えていただきたいとのことである。

問合せ先：滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課 医療整備係 TEL 077-528-3625

（4）健康経営優良法人2024の申請受付について

健康経営優良法人認定制度については、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度として2017年度に開始されたものである。

この制度の創設・運営にあたっては、日本医師会としても積極的に協力してきたところであり、医療界自ら前向きに「予防・健康づくり」に取り組む姿を見せていくうえで、同制度への申請数または認定数をより一層増加させていくことが重要である。地域における医療機関も健康経営に取り組み、認定数も増えてきている。医療法人の申請も可能となっているのでご了解願いたい。

制度ならびに申し込み詳細については、「ACTION！健康経営」ポータルサイトを参照。

https://kenko-keiei.jp/#about_shinsei

※認定申請料（中小規模法人部門：税込16,500円）

（5）「ONLINEホテル予約サービス（日本医師会会員特別割引）」新規提携ホテルの優待価格利用開始について

今般、日本医師会の会員提携ホテルとして「JR西日本ヴィアインホテルズ」が優待価格で利用可能となった。日本医師会では、会員福祉の一環として、現在28のホテルおよびホテルチェーン（全国500超のホテル）の協力を得て、会員のための宿泊割引制度を実施し、日本医師会ホームページのメンバーズルームに「ONLINEホテル予約サービス」として掲載している出張・学会参加・レジャー等、広くご活用願いたい。

詳細は、日本医師会HP「メンバーズルーム」内の「ホテル予約サービス」を参照。

（6）医薬品等の広告規制 販売情報提供活動監視事業「令和4年度報告書」について

今般、厚生労働省において「令和4年度販売情報提供活動監視事業報告書」が作成され、厚生労働省ウェブサイトで公表された。

販売情報提供活動監視事業は、大手製薬企業による臨床研究データを不正に利用した広告が社会的な問題となった事例を踏まえ、医療用医薬品販売における製薬企業の広告活動の状況を調査し適正化することを目的とした事業であり、本事業の調査結果から、MR等による医療従事者に対するプロモーション活動時の不適切事例を個別具体的にまとめたものである。参考にされたい。

詳細は、厚生労働省HPを参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/koukokukisei/index.html

（7）新型コロナウイルスワクチン令和5年秋開始接種について……（総務資料1）p.28

- (8) 滋賀医大病院 病診連携の推進に係る意見交換会の開催について (総務資料 2) p. 33
事務局にて取り纏めますので10月4日(水)までにご連絡いただくようお願いいたします。
- (9) 子どもの医療費等助成制度の拡充について (情報提供) (総務資料 3) p. 35
- (10) 日本医師会「地域に根ざした医師会活動プロジェクト」第1回シンポジウムの開催について (総務資料 4) p. 37
- (11) くさつ在宅医療ネット開催のご案内..... (総務資料 5) p. 45
- (12) 2023年度 第3回 認知症の医療と福祉の連携 IN 守山・野洲開催について
..... (総務資料 6) p. 48
- (13) 予防接種関連ガイドライン等冊子のご案内について (総務資料 7) p. 50
- (14) 令和5年度 子宮頸がん検診従事者講習会の開催について (総務資料 8) p. 52
- (15) 令和5年度 滋賀県肝炎医療従事者研修会について(ご案内) ... (総務資料 9) p. 55
- (16) 社会医療法人誠光会と地域医療従事者との交流会のご案内 (総務資料 10) p. 57
- (17) 令和5年度 滋賀県かかりつけ医うつ病対応力向上研修会およびアルコール健康障害
対応力向上研修会開催のご案内..... (総務資料 11) p. 59
- (18) 世界ホスピス緩和ケアデー記念県民公開講座のご案内 (総務資料 12) p. 61
- (19) 第34回日本医学会公開フォーラムの開催について(案内) (総務資料 13) p. 63

[生涯教育]

(1) 第39回滋賀医学総会の開催について

と き：令和5年11月5日(日) 14:30~18:00

ところ：琵琶湖ホテル 3階「瑠璃」(ハイブリッド開催)

テーマ：超高齢社会における医療の新展開

【講演1】「認知症」のない世界ー認知症基本法成立をうけてー

市立野洲病院 病院長 福山 秀直 先生

【講演2】ロコモを如何に防ぐか 骨粗鬆の早期予防を含めて

滋賀医科大学 整形外科学講座 教授 今井 晋二 先生

【講演3】フレイル予防を目指した内科的アプローチを考える

国立長寿医療研究センター 理事長 荒井 秀典 先生

☆日本医師会生涯教育制度3単位 (CC19-1単位、CC29-1単位、CC77-1単位)

☆日本内科学会認定総合内科専門医認定更新2単位

※各会員にはFAX等にて案内通知予定

(2) 「滋賀医学」誌の原稿の募集について

現在、「滋賀医学」誌第46巻の原稿を募集しております。

▷論文は、医学およびこれに関する総説、原著、症例報告、学術集談会抄録などを内容としてくだ

さい。

- ① 本文は原則として 400 字詰原稿用紙換算 20 枚以内、図表 10 枚以内とし、ワープロソフトを使用し、A4 用紙を用いて横書きで 1 行 40 字×30 行で作成してください。投稿の際、原稿データを併せてご送付ください。抄録は、図表なし、本文 400 字以内で投稿ください。
- ② 総説、原著、症例報告には、3～5 項目程度のキーワードを付記してください。
- ③ 原著には、600 字程度の要旨を付けてください。また、英文の場合は、日本語の抄録（600 字程度）を付けてください。
- ④ 図表を他誌等から引用等する際の許諾は、著者が取付けてください。

※投稿規定については、滋賀医学誌巻末もしくは県医師会報 9 月号をご参照ください。

※投稿の際には、滋賀医学誌巻末（第 29 巻以降）の「滋賀医学投稿原稿表紙」を添付ください。
原稿締め切り 令和 5 年 11 月 30 日（木）《必着》

（3）令和5年度 死亡時画像診断（Ai）研修会の開催について

日本医師会では関連学会、団体との共同主催により死亡時画像診断（Ai）を適切に活用していくための基礎的な知識、技能の普及を目的として、医師・診療放射線技師を対象に、本年度はE-learning形式により研修会を開催する。

死亡時画像診断（Ai）については、令和3年6月に閣議決定された「死因究明等推進計画」においても、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会が連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図ることが明記されている。また、平成27年10月より施行された医療事故調査制度においても、事故調査の調査方法の一つとしてAiの実施が掲げられており、Aiに関する知識と技能を備えた人材の育成が望まれているところである。

については、関心のある医師は是非ご参加願いたい。

- ・研修方法：E-learning 形式
- ・視聴期間：令和 5 年 11 月 13 日午前 11 時から～令和 6 年 2 月 5 日午後 3 時まで
- ・参加費：無料
- ・申込期間：令和 5 年 10 月 30 日正午から 11 月 12 日正午まで
- ・定員：医師 1,000 名

詳細は、日本医師会 HP「医療安全・死因究明」コーナーを参照

http://www.med.or.jp/doctor/anzen_siin/ai/

【学 術 部】

[医 療 安 全]

（1）令和 5 年度院内感染対策講習会について

今年度も厚生労働省により標記講習会がオンデマンド形式の動画配信で実施される。本講習会は、医療機関等に勤務する医師、歯科医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等を対象に院内感染対策について理解を深めることを目的としている。

については、関心のある方は是非ご参加願いたい。

☆診療所・病院等対象の講習会

- ・配信予定：令和5年11月頃～令和6年2月（eラーニング専用Web サイト）
- ・受講申込の受付期間：令和5年9月11日から10月15日

※申込の際にクレジットカード等で受講料1,000 円（税込み）の支払いが必要

詳細は、厚生労働省HP 院内感染対策について／院内感染対策講習会を参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21747.html

（2）医薬品の効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について

今般、医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更承認がなされたことに伴い、以下の医薬品について留意事項が示された。

詳細は、厚生労働省 HP を参照。また、日医 HP メンバーズルームに医療保険の「医薬品の保険上

の取扱い等」にも掲載。

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryoyiyaku/index.html>

○令和5年8月23日付け

- ・リツキサン点滴静注100mg、同点滴静注500mg
- ・エンハーツ点滴静注用100mg

(3) 在宅医療従事者等に対する暴力・ハラスメントに関する調査研究成果について

今般、厚生労働科学特別研究事業で標記調査研究が行われ、研究成果が厚生労働科学研究成果データベースに公表された。

ついては、当該研究成果で得られた情報を参考に、在宅医療従事者等の安全確保の取組等にご活用願いたい。

詳細は、厚生労働科学研究成果データベースを参照。

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/161578>

(4) 「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」の一部改正及び同指針に関する質疑応答集(Q&A)について

近年、医療機関において、情報を電子的に入手することへのニーズが高まっていることを踏まえ、緊急安全性情報等の提供に関する指針の一部改正が行われた(施行日:令和5年8月10日)。また、指針の一部改正に伴い、質疑応答集(Q&A)についても所用の記載整備が行われた。

[改正の主な内容]

- ・緊急安全性情報について、原則として直接配布により情報提供を行うこととしていたが、迅速性や網羅性の向上を目的として、安全性速報における情報提供と同様にファックス、電子メール、ダイレクトメール等を使用した情報提供を可能とすること
- ・緊急安全性情報、安全性速報及び改訂後の注意事項等情報について、必要に応じて、直接訪問、オンライン面談、電話等により詳細な情報提供を実施すること
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第15号)の公布に伴う条文の変更等、所要の改正

詳細は、厚生労働省HPを参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001133323.pdf>

(5) 患者からの医薬品副作用報告に関する広報について(協力依頼)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」)では、平成31年3月26日から患者からの医薬品副作用報告の受付を開始し、医薬品による副作用が疑われる症例についての情報を、患者又はその家族から直接収集している。

ついては、医薬品の安全対策に活用するために、本報告について、広く患者、国民の皆様に認知していただく必要があることから、PMDAにおいて広報資料を作成し、無料で配布しているので、必要部数と送付先を連絡いただきたい。なお、PMDAのウェブサイトから、広報用ポスターがダウンロードできるのでご活用願いたい。

申込み先:PMDA Eメール kanjahokoku-question@pmda.go.jp

詳細は、PMDAウェブサイトを参照。

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0030.html>

(6) 新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬(ゾコーバ錠125mg)の使用にあたっての注意喚起、資材の活用の徹底及び相談窓口について

今般、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「エンシトレルビルフマル酸」(販売名:ゾコーバ錠125mg)について、製造販売業者から、投与後に妊

娠していることが判明した症例が複数確認され、その中に資材の活用が充分になされていなかった事例が含まれるとの報告があったことを踏まえ、改めて、本剤の処方前に、資材を活用し入念な説明、確認をすること等を求めるとの通知があった。

については、医療機関においては、以下をご確認のうえ対応願いたい。

・引き続き、製造販売業者が周知している次の資材の活用を行うこと。

①「妊娠している女性、妊娠している可能性のある女性、又は妊娠する可能性のある女性に関するお願い」の別紙（「ゾコーバ錠125mgを服用する際の事前チェックリスト」）

②「ゾコーバ錠125mgを処方された女性の患者さん及びそのご家族向けの資材」

・資材が活用され、かつ同意が得られている事例においても、処方時点では患者が妊娠の可能性に気付いておらず、服薬後に妊娠が判明する事例が複数報告されていることから、妊娠している可能性（前回月経後に性交渉を行った場合は妊娠している可能性があること等）について、入念に説明、確認を行うこと

・本剤は用法・用量に従い5日間服用することが重要であるため、服薬状況を確認し、万が一、残薬が生じた場合は、必ず廃棄するか薬剤師に返却するよう、患者への指導と対応を行うこと

・同意説明文書・同意書、患者ハンドブック、「妊娠している女性、妊娠している可能性のある女性、又は妊娠する可能性のある女性に関するお願い」及び「ゾコーバ錠125mgを処方された女性の患者さん及びそのご家族向けの資材」については、改訂されているため、最新の資材を確認の上、活用すること

※患者から本剤服用後に妊娠が判明するなど妊娠に関して相談があった場合には、国立成育医療研究センター内に設置されている妊娠と薬情報センター又は近隣の産婦人科医にて相談が可能であるので、必要に応じて紹介いただきたい。

☆各種参考資材

・ゾコーバ錠125mgのRMP及び医療従事者向けRMP資材、患者向けRMP資材等

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/Generallist/6250052>

・塩野義製薬株式会社 公表資料

https://med.shionogi.co.jp/news/pi-rmp/2023/230828_pdf.html

☆相談方法に関する問合せ：妊娠と薬情報センター

<https://www.ncchd.go.jp/kusuri/>

0120-41-24-93、受付時間 月～金曜日10:00-12:00、13:00-16:00

（7）「使用上の注意」の改訂について

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省 HP に掲載されているのでご確認のうえ必要な処置を講じていただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00008.html

☆令和5年8月29日付け

①CAR-T細胞製品

重要な基本的注意（新設）：製品が規格を満たさない等の理由により、本品が提供されない可能性があることについて、事前に患者に対して説明すること

②リバスチグミン（その他の中枢神経系用薬）

- ・重要な基本的注意・重大な副作用（追加）：QT延長、Torsade de pointes等が起こるおそれ
- ・特定の背景を有する患者に対する注意（追加）：QT延長又はその既往歴・家族歴のある患者

③フィナステリド（その他のホルモン剤）

- ・慎重投与（新設）：うつ病、うつ状態又はその既往歴、自殺念慮又は自殺企図の既往歴を有する患者〔本剤との因果関係は明らかではないが、自殺念慮、自殺企図、自殺既遂が報告されている〕
- ・重要な基本的注意（新設）：本剤との因果関係は明らかではないが、自殺念慮、自殺企図、自殺既遂が報告されている。患者の状態を十分に観察するとともに、自殺念慮又は自殺企図があらわれた場合には本剤の服用を中止し、速やかに医師等に連絡するよう患者に指導すること

- ・特定の背景を有する患者に関する注意（新設）：うつ病、うつ状態又はその既往歴、自殺念慮又は自殺企図の既往歴を有する患者
- ④ダビガトランエテキシラートメタンスルホン酸塩（血液凝固阻止剤）
- ・重要な基本的注意（新設）：本剤が食道に滞留した場合、食道潰瘍及び食道炎があらわれるおそれがあるので、以下の点を患者に指導すること。
 - ・本剤を速やかに胃に到達させるため、十分量（コップ1杯程度）の水とともに本剤を服用すること。
 - ・食道疾患の症状（嚥下困難又は嚥下痛、胸骨後部の痛み、高度の持続する胸やけ等）があらわれた場合には、担当医に相談すること
 - ・重大な副作用（新設）：食道潰瘍、食道炎
- ⑤ペフィシチニブ臭化水素酸塩（代謝性医薬品）
- ・合併症・既往歴等のある患者（新設）：静脈血栓塞栓症のリスクを有する患者
 - ・重大な副作用（新設）：静脈血栓塞栓症肺塞栓症及び深部静脈血栓症があらわれることがある
- ⑥セファゾリンナトリウム セファゾリンナトリウム水和物（主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの）
- ・重要な基本的注意（追加）・重大な副作用（新設）：アレルギー反応に伴う急性冠症候群

【保 険 部】

(1) 令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

【日医発第1091号】（県医師会報10月号に掲載予定）

※ 各医療機関へ、後日FAX及びホームページにてご案内いたします。

(2) 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの医療機関での対応について

【日医発第883号】（県医師会報9月号の32～33ページに掲載済）

(3) 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

【日医発第1038号】（県医師会報10月号に掲載予定）

※ 日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>

(4) 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

【日医発第952号】（県医師会報9月号の33～34ページに掲載済）

※ 日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

(5) 公知申請に係る事前評価が終了し、医薬品医療機器等法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて

【日医発第995号】（県医師会報9月号の35ページに掲載済）

(6) リツキサン点滴静注100mg、同点滴静注500mg、及びエンハーツ点滴静注用100mgの医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について

【日医発第996号】（県医師会報9月号の36～37ページに掲載済）

(7) 疑義解釈資料（その56）について 【日医発第1005号】

（県医師会報9月号の37ページに掲載済）

(8) 医療機器の保険適用について（8月30日保険適用分及び9月1日保険適用分）

【日医発第1037号】【日医発第1044号】

(9) 共済組合員証及び組合員被扶養者証の無効について

厚生労働省共済組合岩手労働局支部（保険者番号31030141）

記号・番号	無効年月日	無効事由	備考
1301321	R5.7.31	紛失のため	・当該組合員は岩手県盛岡市在住。 ・新組合員証を発行済み。

（県医師会報9月号の39ページに掲載済）

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 保育所、認定こども園等におけるRSウイルス感染症等への対応について

感染症法に基づく小児科指定届出医療機関からのRSウイルス感染症患者報告数の増加が見られていることを踏まえ、今般、こども家庭庁から各保育所、認定こども園等に対して、標記について通知された。

については、医療機関に対しても情報提供があったので、ご了知願いたい。

[通知内容の概要]

- ・一般的に、何度も感染と発病を繰り返すが、生後1歳までに半数以上が、2歳までにほぼ100%の児が少なくとも1度は感染するとされていること。
- ・症状としては、軽い風邪様の症状から重い肺炎まで様々で、初めて感染発症した場合は重くなりやすいといわれており、生後6ヶ月未満で初感染した場合は、細気管支炎、肺炎といった重篤な症状を引き起こすことがあるため、特に生後6ヶ月未満の乳児について、感染を避けるための注意が必要であること。
- ・接触感染、飛沫感染で感染が広がることから、感染防止対策として、石鹸を用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の実施、手が触れる机やドアノブなど物の表面のアルコールや塩素系の消毒剤等による消毒、発達に応じて咳エチケットを実施することが有効であること。
- ・RSウイルス感染症を含めて、一般的な感染症対策として、それぞれの感染症の特性を考慮した上で、症状が回復して感染力が大幅に減少するまでの間、罹患児の登園を避けることを保護者に依頼する等の対応を行うことが重要であること。
- ・検査の実施の必要性の有無は医師が判断するものであり、保育所や認定こども園等は、一律に保護者及び医療機関に対し検査の実施を求めないこと。

☆参考：保育所における感染症対策ガイドライン

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>

(2) 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第10.0版」について

同手引きについて、5類感染症移行後にはじめて改訂された。特に以下の下線部の事項についてご確認願いたい。

<今回更新された主な事項>

1. 病原体・発生状況
 - ・病原体（p.5）・発生状況を更新（p.6）
2. 臨床像
 - ・臨床像（p.7）に第9.0版の胸部画像所見、合併症の内容を追加し、更新
 - ・重症化リスク因子（p.9）・小児例の特徴（p.11-13）・妊婦例の特徴（p.14）を更新
 - ・COVID-19ワクチンに関する説明を追加（p.10、15-17）
3. 診断・サーベイランス

- ・症例定義に関する記載を削除
 - ・検体と採取法を説明する表を追加 (p. 19)
 - ・届出に関する記載を参考として更新 (p. 21)
4. 重症度分類とマネジメント
- ・序文、重症度分類 (p. 22) ・高齢者の管理・小児の管理・妊産婦の管理 (p. 31-34) を更新
 - ・重症度別に記載していたマネジメントを「外来診療」「入院診療」「集中治療」にまとめなおし、内容を更新 (p. 24-30)
 - ・G-MIS を活用した入院調整に関する説明を参考として追加 (p. 35)
5. 薬物療法
- ・抗ウイルス薬 (p. 37-46) ・中和抗体薬 (p. 47-51) ・免疫抑制・調節薬 (p. 52-55) ・妊婦に対する薬物療法 (p. 56) を更新
 - ・オミクロン流行期以降に実施された臨床研究の表 (p. 44, 45)、抗ウイルス薬の選択フロー図を追加 (p. 46)
 - ・日本国内で開発中の主な薬剤を削除し、国内外で開発が中止された主な薬剤を更新 (p. 55)
6. 院内感染対策
- ・序文 (p. 58) ・職員の健康管理、個人防護具 (p. 60) ・妊婦および新生児への対応 (p. 61) ・死後のケア (p. 62) を更新
 - ・病理解剖業務における感染対策 (p. 62) ・医療従事者の就業制限 (p. 63) を追加
7. 退院基準、解除基準
- ・感染予防策を実施する期間 (p. 63) として更新
- 詳細は、厚生労働省 HP 参照
<https://www.mhlw.go.jp/content/001136687.pdf>

(3) 無菌性髄膜炎の届出の増加について

令和5年5月より20代～40代を中心に甲賀保健所圏域にて、基幹定点把握疾患である「無菌性髄膜炎」の届出が継続しており、8月以降、他圏域でも届出されている。

については、無菌性髄膜炎は多様な病原体がその原因となるが、ウイルス性ではエンテロウイルス属が最も多く報告されていることから、エンテロウイルス属の流行しやすい秋までは特にご留意いただくようお願いしたい。

また、診断の際には、国立感染症研究所HPを参照願いたい。

- ・国立感染症研究所HP「無菌性髄膜炎とは」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/520-viral-meningitis.html>
- ・滋賀県感染症情報センター 感染症情報
<https://www.pref.shiga.lg.jp/eiseikagaku/kansensyou/info/307997.html>

(4) デング熱に関する注意喚起等について

本年はこれまでに熱帯、亜熱帯地域において、デング熱の大規模な流行が報告され、今後、海外渡航者の輸入症例等の増加する可能性が考えられる。

については、デング熱をはじめとする蚊媒介感染症の予防対策等、引き続き適切な対応をお願いしたい。

[参考]

- ・「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000832729.pdf>
- ・「蚊媒介感染症の診療ガイドライン（第5版）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000477538.pdf>
- ・国立感染症研究所HP「デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症等の媒介蚊対策<緊急時の対応マニュアル>」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/lab/478-ent/8757-2019-04-23-09-18-40.html>
- ・日本感染症学会HP 蚊媒介感染症専門医療機関一覧

https://www.kansensho.or.jp/modules/topics/index.php?content_id=25

※滋賀県の蚊媒介感染症専門医療機関は「滋賀県立総合病院」

・厚生労働省検疫所 FORTH HP 海外感染症発生情報

<https://www.forth.go.jp/topics/fragment4.html>

4、 ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」掲載一覧

- 8/28 (月) 湖南広域休日急病診療所 診療 (受付) 状況速報 8月27日
- 8/28 (月) 【滋賀医科大学付属病院】外来診察医予定表 9月
- 8/29 (火) 令和5年度予防接種従事者研修会質疑応答集について
- 8/31 (木) 大津赤十字病院「ご紹介患者さま担当医師名一覧表」等
- 9/5 (火) 令和5年度動物由来感染症対策研修会の開催について
- 9/6 (水) デング熱に関する注意喚起等について
- 9/8 (金) 感染症週報令和5年第35週 (8/28~9/3)
- 9/11 (月) 【滋賀医大】病診連携の推進に係る意見交換会の開催について
- 9/11 (月) 湖南広域休日急病診療所 診療 (受付) 状況速報 9月10日
- 9/11 (月) 新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬 (パキロビッド®パック) の取扱いについて
- 9/14 (木) 【再掲】「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き・第10.0 版」の周知について
- 9/14 (木) 感染症週報令和5年第36週 (9/4~9/10)
- 9/15 (金) 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)」の一部改正について
- 9/15 (金) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令等の公布について
- 9/15 (金) 【滋賀県発】インフルエンザが流行期に入りました~予防の徹底を~
- 9/15 (金) 新型コロナウイルス感染症における抗ウイルス薬のレムデシビル製剤 (ベクルリー) の所有権の移転及び国購入品の取り扱いについて
- 9/19 (火) 滋賀県感染症発生動向調査 感染症月報 2023年8月
- 9/19 (火) 湖南広域休日急病診療所 診療 (受付) 状況速報 9月17日・18日
- 9/21 (木) 【日医発】「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改訂について (15 版)
- 9/21 (木) 新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の県の対応について
- 9/21 (木) 感染症週報 (9/11~9/17)
- 9/21 (木) うつ病対応力向上研修会およびアルコール健康障害対応力向上研修会のご案内
- 9/22 (金) 日本医師会「地域に根ざした医師会活動プロジェクト」第1回シンポジウムの開催について
- 9/22 (金) 今冬のインフルエンザワクチンの接種対象者への呼びかけについて
- 9/25 (月) 湖南広域休日急病診療所 診療 (受付) 状況速報 9月23日・24日
- 9/25 (月) 新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス (EBS) 事業にかかる実施期間の延長について
- 9/25 (月) 宿泊療養施設運営終了後における医療機関と訪問看護事業所との連携促進について
- 9/26 (火) 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)」の一部改正について
- 9/26 (火) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

- 5、滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内..... (総務資料 14) p. 66
- 6、滋賀県医師会その他 9月以降 行事予定..... (総務資料 15) p. 68
- (1) 第39回滋賀医学会総会の開催について
 令和5年11月5日(日) 14:30~18:00 琵琶湖ホテル 3階「瑠璃」
 ※Web配信併用のハイブリッド形式で開催予定
- (2) WATCH in Shiga 2023について
 令和5年12月16日(土) 14:00~19:30 (意見交換会 18:00~19:30)
 びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海
 ※今年度は参集形式で開催予定
- (3) 「日医かかりつけ医機能研修制度 令和5年度応用研修会第2回、3回(Web)」
 の開催について
 ☆日本医師会 Web研修システムで受講いただける先生を対象に日本医師会が下記の日程で実施 受講申込ページ <https://seminar.med.or.jp>
- ①第2回 10月1日(日) 10:00~17:30
 ※9月6日から、Web講習申込み可能、申込期限 9月25日(月) 12:00
- ②第3回 11月3日(金・祝) 10:00~17:30
 ※Web講習受講申込期間 10月12日(木) 14:00~10月27日(金) 12:00
- (参考情報)
 滋賀県医師会においては、日本医師会が本年8月27日に実施した第1回の講義映像データを用いて、参集形式で開催する予定
 令和6年1月21日(日)
 びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海
- (4) 病診連携の推進に係る意見交換会について(滋賀医科大学)
 令和5年10月26日(木) 14:00~15:30
 滋賀医科大学 リップルテラス2階会議室 (ハイブリッド開催)
- (5) 滋賀医科大学開学50周年記念 市民公開講座について..... (総務資料 16) p. 73
- 第1回 令和5年11月19日(日) 14:00~16:00
 滋賀県立男女共同参画センターG-NETしが 大ホール
 テーマ「これからの生活習慣病 ~健康で楽しく長生きを~」
- 第2回 令和6年2月3日(土) 14:00~16:00
 長浜文化芸術会館 大ホール
- 第3回 令和6年5月18日(土) 14:00~16:00
 藤樹の里文化芸術会館 ホール
- 第4回 令和6年8月3日(土) 14:00~17:10
 大津市民会館 大ホール
- (6) 第225回臨時代議員会、令和5年度表彰式、受章者顕彰会の開催について
 令和5年12月7日(木) 琵琶湖ホテル
 ・第225回臨時代議員会 15:00~
 ・表彰式 16:15から半時間程度開催
 ・受章者顕彰会 17:00~
- 7、当医師会の10月行事予定表..... (総務資料 17) p. 77

☆☆☆医協連絡事項☆☆☆

1. 火災保険の請求もれはありませんか？

近年、台風や大雨による洪水などの自然災害が増加していますが、それらに備える保険として「火災保険」があります。しかし、保険にご加入されていても、文字通り「火災」のみ補償される保険と思い込み、請求できることに気付かず請求もれが発生しております。一般的には被災から過去3年間まではご請求できる場合があります、お心当たりのある方は一度、ご契約されている代理店または保険会社へご確認ください。

【補償される主な事例】

【火災、落雷】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災により建物や家財が焼失した。 ・ 落雷により家電製品が壊れた。 	【風災】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 強風により屋根やカーポートが破損した。 ・ 強風によりベランダが破損した。
【水災】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨で川が氾濫し、床上浸水により建物や家財に被害が発生した。 ・ 土砂崩れにより、建物や家財に被害が発生した。 	

2. 「2024年版 医師協医学和雑誌年間購読キャンペーン」のご案内

医学和雑誌のお求めは、お得な医師協年間購読キャンペーンをご利用ください！

- Point1：通常の年間購読価格よりさらにお得な特別価格
- Point2：送料無料でご希望住所へお届け
- Point3：安心便利！購読代金は組合登録口座からお引落し
- Point4：毎号発刊後すぐに、お手元にお届け
- Point5：複数の出版社の雑誌も一度にご注文受付

年間購読キャンペーンのお申込締切は、令和5年11月30日です。キャンペーン冊子は医協ニュース9月号に同封しておりますので、ご確認のうえお申込ください。

3. 組合員親睦事業のご案内

次のとおり組合員親睦事業を開催いたします。詳細・お申込みにつきましては9月の引去明細書または医協ニュース9月号の同封チラシをご確認ください。

なお、定員に達した場合は締切日を待たずして受付終了いたしますのでご了承ください。

開催日	令和5年11月25日（土）17時30分から
会場	日本料理ひょうたんや（近江八幡市鷹飼町560-1）
内容	ひょうたんやオリジナル「つゆしゃぶちりり」 極上近江牛とバームクーヘン豚の食べ比べ
対象	組合員・賛助会員・勤務医部会員、（同伴のご家族）
組合員負担額	3,000円/名

お問い合わせ：滋賀県医師協同組合 TEL:077-516-8660 FAX:077-553-6770

医療措置協定の締結に向けた 概要について(診療所向け)

滋賀県健康医療福祉部 健康危機管理課

本日の内容

- 1 予防計画および医療措置協定について
- 2 発熱外来体制について
- 3 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察について
- 4 医療人材派遣について
- 5 個人防護具の備蓄について
- 6 連絡事項

1 予防計画および医療措置協定について

● 予防計画について

感染症法第10条(予防計画)令和6年4月1日施行

都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(予防計画)を定めなければならない。

予防計画の記載事項

新	旧
一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項	一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	(新設)
三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	(新設)
四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	二 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	(新設)
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	(新設)
七 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項	(新設)
八 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	(新設)

新	旧
九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項	(新設)
十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	(新設)
十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	(新設)
十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項	三 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

※保健所設置市については、第1号、第3号、第5号、第8号、第10号、第11号及び第12号並びに病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項について予防計画を作成する(第2号、第7号は任意)。

⇒今回の新型コロナを受け、基本指針の項目等が追加され、現行の予防計画を大きく見直すこととなった
⇒令和6年施行の予防計画を策定中

3

1 予防計画および医療措置協定について

● 医療機関の協定の締結等について

○新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生およびまん延に備えるため、国または都道府県および関係機関の連携協力による**病床、外来医療および医療人材**ならびに**感染症対策物資の確保の強化、情報基盤の整備等の措置**を講ずるため、感染症法を一部改正し、予防計画の記載事項の充実や、都道府県と医療機関との医療措置協定の締結等について、令和6年4月1日から施行されることとなった。

○医療措置協定については、**新興感染症(新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症)の発生時に、医療提供体制の確保に必要な措置を迅速・適確に講ずるために、**平時から医療機関と協定を締結するよう示された。

【参考】

感染症法 第36条の3(医療機関の協定の締結等)

都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容を含む協定(以下「医療措置協定」という。)を締結するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
- 二 第五十三条の十六第一項に規定する个人防护具の備蓄の実施について定める場合にあつては、その内容
- 三 前二号の措置に要する費用の負担の方法
- 四 医療措置協定の有効期間
- 五 医療措置協定に違反した場合の措置
- 六 その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

1 予防計画および医療措置協定について

● 予防計画の医療提供体制等を検討する際の前提条件について

- 新型コロナウイルス感染症は、2020年に入ってから世界中で感染が拡大し、2022年8月までに感染者数は累計6億人を超え、世界的流行(パンデミック)をもたらした。
- 今回、想定している新興感染症は、感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を基本としている。
- 予防計画を策定するにあたって、現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナを念頭に検討するよう国が方針を示している。

⇒新型コロナと同様のパンデミックを起こしうる新興感染症を想定

⇒新型コロナ対応での最大値の体制を目指す

※なお、締結した医療措置協定について、新型コロナウイルス感染症の対応と同様の対応では感染対策できないなど、前提条件が大きく異なる新興感染症が発生した場合は、協定の内容を変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行う。

5

1 予防計画および医療措置協定について

● 医療措置協定締結の留意事項について

- ①滋賀県から協定締結の協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならないこととされている。(感染症法第36条の3第2項)
- ②医療機関と滋賀県が協議し、**双方合意のもと**締結する。
- ③医療機関または滋賀県から、更新しない旨等の申し出がない場合、同一条件により**3年間更新される。**(その後も同様)
- ④**正当な理由がなく**協定に基づく措置を講じていない場合は、都道府県は感染症法等に基づく措置を行うことができるとされているが、**正当な理由があればこの限りではない。**
 - ※正当な理由の例(感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドラインより)
 - ・医療機関内の感染拡大により、医療機関内の人員が縮小している場合
 - ・ウイルスの性状等が協定締結時に想定したものと大きく異なり、患者一人あたりに必要となる人員が異なる場合
 - ・感染症以外の自然災害等により人員や設備が不足している場合等
- ⑤協定締結は**原則、電磁的方法(メール)による締結**を予定。
(状況に応じ、紙による締結等柔軟に対応)
- ⑥協定を締結したときは、インターネットの利用その他適切な方法により**協定の内容を公表するものとされている。**(感染症法第36条の3第5項/第36条の6第2項)
【公表される内容(予定)】 **協定を締結した医療機関等機関名／締結した協定の内容**
- ⑦協定締結後、都道府県知事が必要があると認めるときは、**協定に基づく措置の実施状況等の報告(G-MISを想定)**を求めることができるとされている。
(感染症法第36条の5第1項/第36条の8第1項)

6

1 予防計画および医療措置協定について

●医療措置協定の記載内容について

①要請

都道府県は、新興感染症等公表期間において、医療措置(診療等)を講ずるよう要請するものとする。

②医療措置の内容

- 病床 → 患者を入院させ必要な医療を提供する病床数(有床診療所のみ)] 第一種協定指定医療機関
 - 発熱外来 → 発熱外来(診療)での対応可能数
 - 検査 → 自院で検体採取および核酸検出検査実施まで行うことができる検査数
 - 自宅療養者等への医療の提供 → 自宅療養者等への医療の提供、健康観察の可否] 第二種協定指定医療機関
 - 後方支援 → 回復患者の転院受入の可否等(有床診療所のみ)
 - 医療人材派遣 → 医療人材が不足している病院へ人材の融通が可能な人員数(任意)
- ※「病床」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」のうち診療に係る部分、「後方支援」のいずれか1つの記載が必須

③个人防护具の備蓄(任意)

→医療提供体制を迅速に講ずるための个人防护具の備蓄量

④措置に要する費用の負担

⑤最新の知見についての情報提供等

⑥協定の有効期間

⑦協定の措置を講じていないと認められる場合の措置

⑧協定の実施状況等の報告

⑨平時における準備(研修など)

⑩疑義等の解決

協定に定めのないものは協議し定める。

7

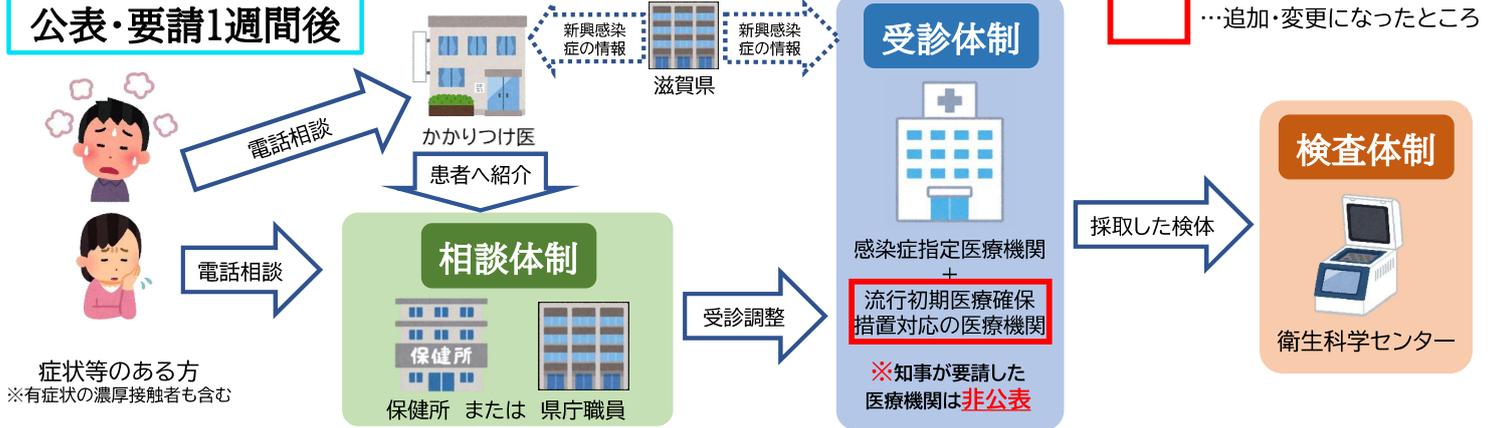
1 予防計画および医療措置協定について

●医療措置協定の周知等のスケジュールについて

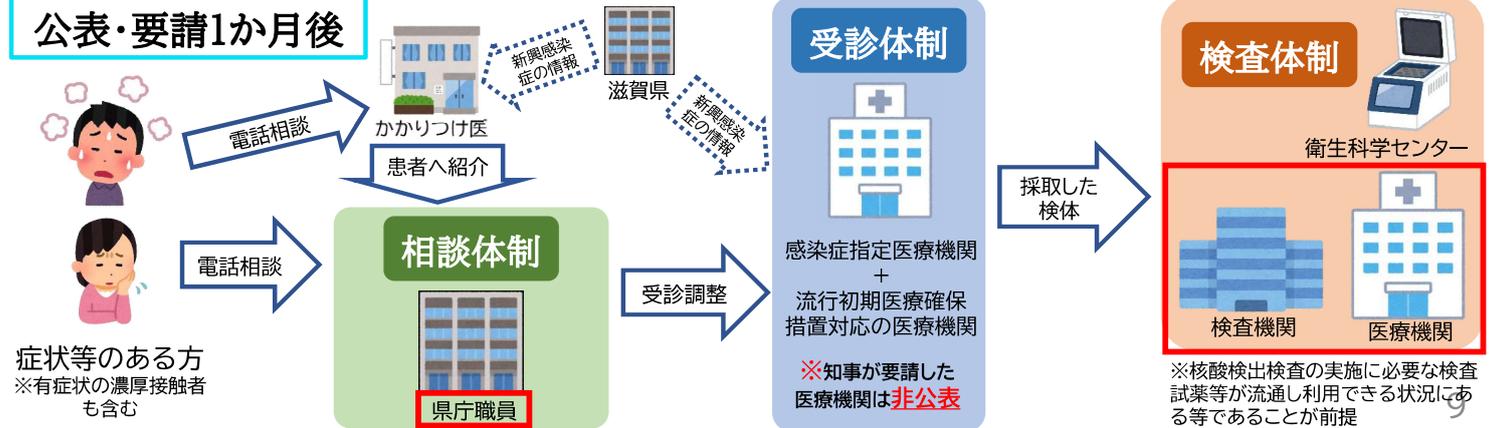
時期	内容
9~10月	地域医師会ごとに説明会および質疑応答を実施 ※今回
10月6日(予定)	説明会の内容を動画にし、説明会資料と共に県ホームページ等に掲載
10~11月	説明会と動画についての質問を受付(問い合わせフォームを使用) ⇒回答を公開
12月以降	協定締結の意思を確認(意向調査を予定) ⇒協定を締結

2 発熱外来体制について

公表・要請1週間後

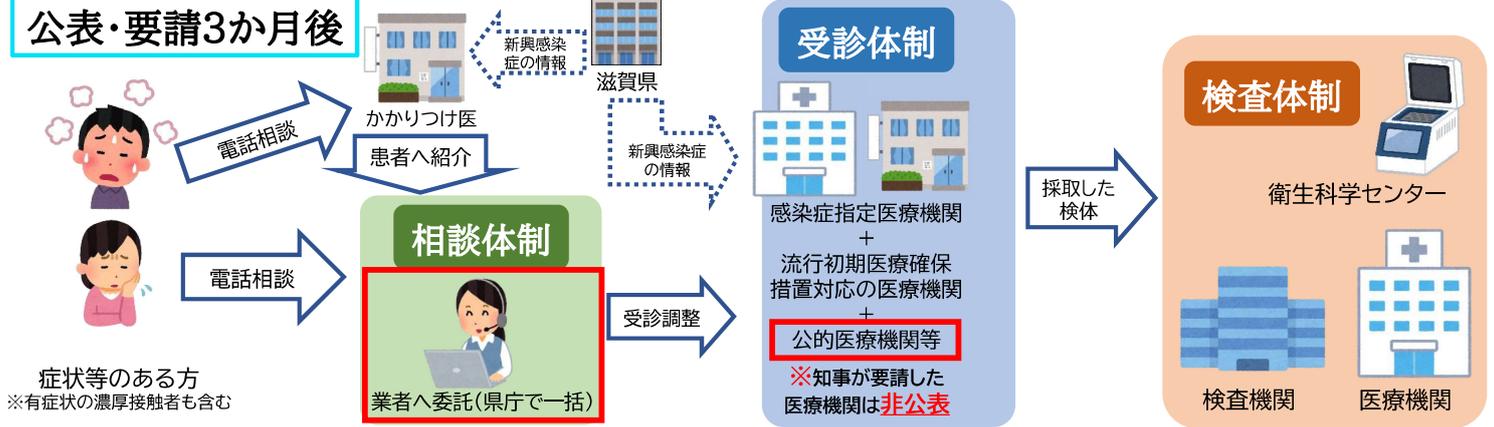


公表・要請1か月後

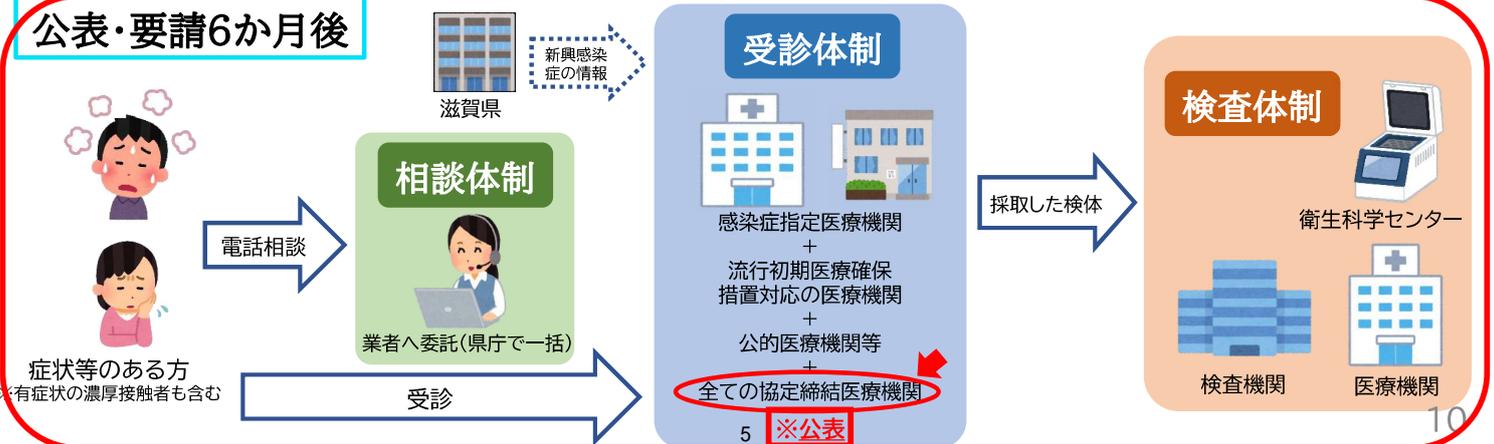


2 発熱外来体制について

公表・要請3か月後



公表・要請6か月後



第五 医療提供体制の確保 発熱外来体制（調査・検査係）

目指す姿 どこでも安心して受診・相談できる体制を構築する

- ポイント
- ①流行初期から発熱外来を開設する医療機関を二次医療圏域ごとに確保
 - ②流行初期以降はより身近な地域で受診・相談できる医療機関を確保

【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- 発生初期段階では、限られた病院による帰国者・接触者外来で対応していたが、急激な感染拡大に伴い、各地域における外来体制を拡充する必要が生じた。
- 季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生することが想定されたため、発熱等の症状のある多数の患者に対して、地域において適切に相談・診療を提供する体制を整備する必要が生じた。

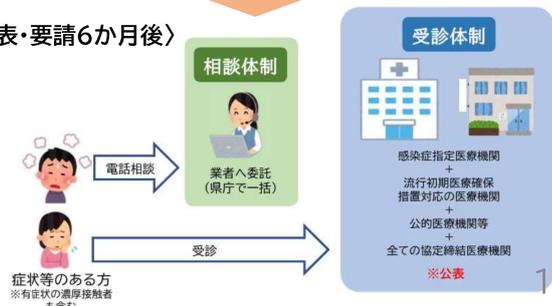
【対応策】

- 流行初期段階から、各二次医療圏域で患者を診察できる体制を協定等によりあらかじめ確保
〈目安〉人口10万人あたり1病院以上を確保(人口約140万人(令和5年6月現在))
- 流行初期から相談窓口で受診調整を行い、流行初期対応の医療機関への患者の集中を緩和
- 感染拡大時には、身近なかかりつけ医で早期診断、早期治療ができる診療体制を協定等によりあらかじめ確保

〈公表・要請1週間後〉



〈公表・要請6か月後〉



【数値目標】

時期	数値目標
〈流行初期〉(発生の公表後1週間以内)	15機関
〈流行初期以降〉(発生の公表後3ヶ月経過時点)	24機関
〈流行初期以降〉(発生の公表後6か月まで)	594機関

2 発熱外来体制について

●お願いしたいこと

- ① 流行初期以降6カ月経過するまでに「診察」できる体制の構築（必須）
- ② 発熱患者専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む。）の設置（必須）
※予め、発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有を行う
- ③ 院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）の適切な実施（必須）
- ④ かかりつけ患者以外もできるだけ見ていただく（任意）
- ⑤ 検査のご協力（任意）
核酸検出検査の実施については、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提に、自院で核酸検出検査体制の構築が可能であれば「検査措置協定」の締結を依頼
- ⑥ 流行初期1週間後までに診察と検体採取ができる体制を構築（任意）
※協力いただける場合は、基準を満たすと流行初期医療確保措置の支援を受けていただくこととなります。

必須事項

2 発熱外来体制について

(参考) 流行初期医療を実施する場合の支援

「流行初期医療確保措置」とは

流行初期の段階から、感染症に係る医療（病床確保または、発熱外来対応）を提供する体制を講じたと認められる場合、当該月の収入が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合に、流行初期医療の確保に要する費用を支援する。診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの暫定的な財政的支援を行う。

- 流行初期医療確保措置の基準は以下のとおりで、支援を希望される場合は①かつ②を満たす必要があるが、希望されない場合は、この基準を満たす必要はありません。

- ①知事の要請後、**原則1週間以内**に対応できること
- ②1日あたり**20人以上**の発熱患者を診察できること

13

2 発熱外来体制について

●財政支援について

厚生労働省において検討中の支援策

○協定締結医療機関の設備整備に要する費用補助

○個人防護具の備蓄にかかる保管施設整備費用補助 など

※上記は検討中のため、決まり次第、速やかに情報提供を行います。

2 発熱外来体制について

二 発熱外来の実施

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度)の対応	流行初期期間
発熱外来対応	発熱外来患者数(人/日) 記載必須	発熱外来患者数(人/日) 任意記載	(感染症等の発生等の公表後1週間以内) 発熱外来患者数(人/日) 任意記載
検査対応	検査(核酸検出検査)の実施能力(件/日) 任意記載		(感染症等の発生等の公表後1か月) 検査(核酸検出検査)の実施能力(件/日) 任意記載

※ 普段から自院にかかっている患者(かかりつけ患者)以外の受入【可/否】

※ 小児患者の受入【可/否】

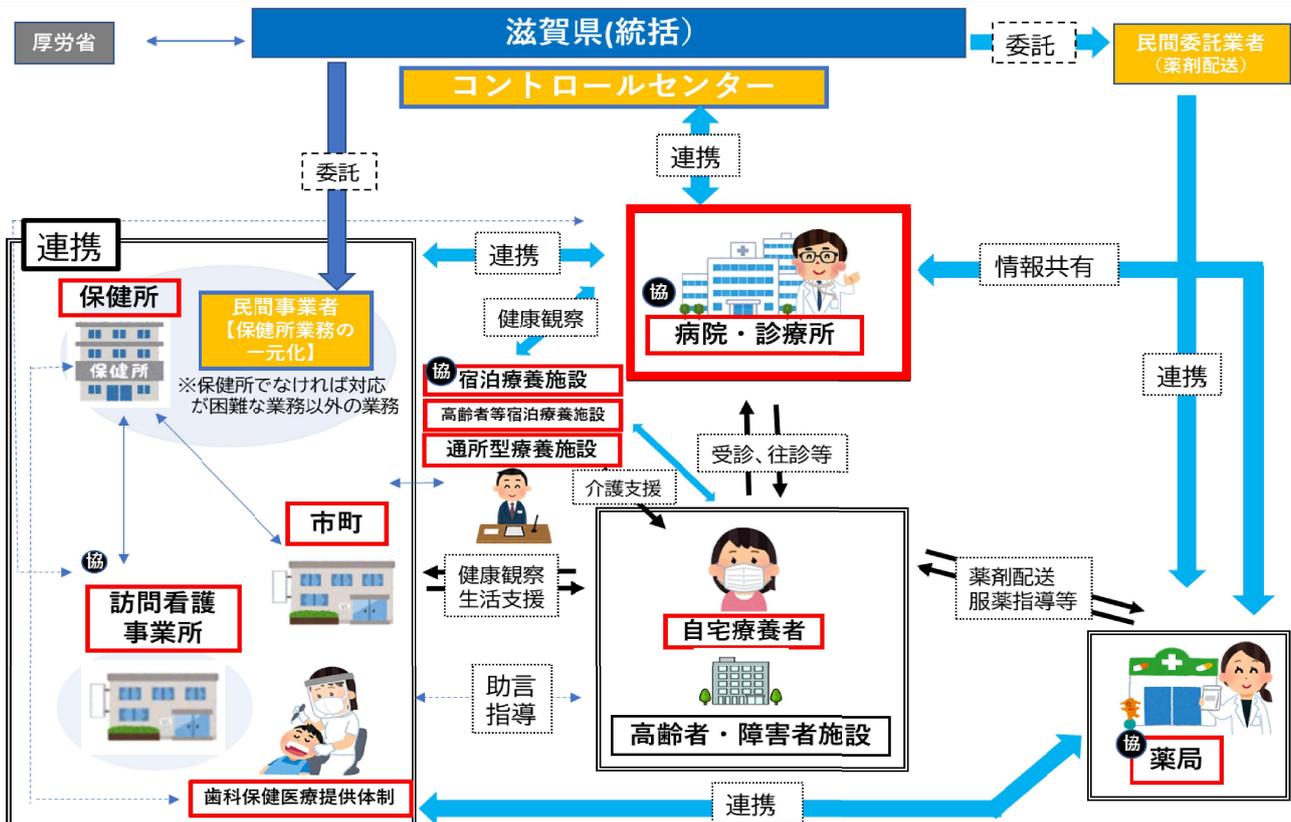
(解説)

- 「発熱外来対応」の「発熱外来患者数(人/日)」については、当該発熱外来の開設時間内における発熱患者の数(受診者数)を意味し、協定締結時点で想定される持続的に対応可能な(最大の)数を記載。
 - 検査の実施能力部分については、**検査措置協定**を兼ねる。
 - 「検査対応」部分の数値は核酸検出検査での検査数である。
 - 「検査対応」の「検査(核酸検出検査)の実施能力(件/日)」については、**医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行う場合に、持続的に検査可能な最大の数を記載。**
 - 普段から自院にかかっている患者(かかりつけ患者)に限って対応する場合は、その旨を明記。
 - 小児患者の対応ができる場合には、その旨を明記。
- (感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドラインより)

※その他のひな形の条文については、参考資料3または4をご確認ください。

15

3 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察について



※自宅療養者は、感染者数が入院病床の状況および宿泊療養の入居可能状況を大幅に上回り、知見等により重症化するリスクが低い(オミクロン株想定)株と認められる場合に発生することを想定。

医療措置の内容(自宅療養者等への医療の提供および健康観察)

【病院・診療所】

三 自宅療養者等への医療の提供および健康観察

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容 ※対応可能なものでいずれか1つ以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 対面診療が可能 2 電話/オンライン診療が可能 3 往診が可能 4 訪問または電話/オンラインによる健康観察の対応が可能 5 宿泊療養施設における指導が可能 (宿泊療養者の健康観察、感染対策に関する助言、指導等)

※1 高齢者施設、障害者施設への対応の可否を明記。また施設と配置医の契約を行っているなど、対応可能な施設が決まっている場合は、施設名も併せて記載。

※2 対応の内容のうち、1、2、3、4については、かかりつけ患者のみ対応可能な場合はその旨を明記。

※3 特別な配慮を要する患者(妊婦、小児、透析)について対応可能な場合はその旨を明記。

※4 医療措置協定「第3条 医療措置の内容」のうち、「自宅療養者等への医療の提供および健康観察」についてのみ協定を締結する場合は、対応の内容のうち1~3のいずれかは必須。

参考 第五 医療提供体制の確保 ③自宅療養者等の医療提供

目指す方向性

誰もが安心して自宅・宿泊・施設療養できるよう、地域の医療福祉の連携推進を図る。

対応のポイント

- ①病院・診療所、薬局、訪問看護事業所と医療措置協定を締結し、自宅療養者に対応できる医療機関を確保。
- ②特別な配慮を要する患者の受診可能な医療機関を協定締結により確保し、明確化する。

【新型コロナウイルス感染症対応時の教訓・課題】

〈病院・診療所〉

・受診可能な医療機関の偏りによる一部の医療機関の負担増加。
・クラスター等で施設療養となった際の嘱託医等の負担が大きい。

〈訪問看護事業所〉

・訪問看護事業所の本来業務外(介護フォロー等)の発生による1日あたりの訪問看護可能数の減少。

〈薬局〉

・電話/オンラインによる服薬指導のさらなる促進。

【対応策】

〈病院・診療所、訪問看護事業所、薬局〉

・協定締結により、訪問や電話/オンラインによる対応が可能な医療機関や、高齢者施設と連携が可能な医療機関を確保。

〈病院・診療所〉

・協定締結により、妊婦や透析等の特別な配慮を要する自宅療養者に対応できる医療機関の確保、明確化。

〈訪問看護事業所〉

・民間事業者等を活用し、介護面のフォローの負担軽減を図り、本来の訪問看護業務に注力できる体制を整備。

■ 体制(案)

機関種別	協定における医療措置の内容
医療機関 (病院・診療所) ※対応可能なものでいずれか1つ以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 対面診療が可能 2 電話/オンライン診療が可能 3 往診が可能 4 訪問または電話/オンラインによる健康観察の対応が可能 5 宿泊療養施設における指導が可能
訪問看護事業所 ※対応可能なものでいずれか1つ以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護が可能(必須) 2 訪問による健康観察が可能 3 電話/オンラインによる健康観察が可能
薬局 ※対応可能なものでいずれか1つ以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 電話/オンラインによる服薬指導(又は自宅療養者の居所を訪問しての服薬指導)が可能(必須) 2 自宅療養者の居所への薬剤配送が可能 3 服薬指導時等に健康観察の一環として服薬中の薬剤、服薬状況、服薬による体調の変化の確認等が可能

※かかりつけ患者のみまたは初診も可等、対象者についても明記
※高齢者施設、障害者施設への対応の可否を明記。また施設と配置医の契約を行っているなど、対応可能な施設が決まっている場合は、施設名も併せて記載。
※医療措置協定「第3条 医療措置の内容」のうち、「自宅療養者等への医療の提供および健康観察」についてのみ協定を締結する場合は、対応の内容のうち1~3のいずれかは必須。

■ 自宅療養者等への医療提供機関数の目標値

項目	目標値 (発生公表後6か月まで)		(参考)新型コロナ実績値 (R4年8月の医療提供機関数)
	病院・診療所	薬局	
病院・診療所	325機関	325機関	325機関
薬局	373機関	373機関	373機関
訪問看護事業所	65機関	65機関	65機関

4 医療人材派遣について

●概要

- 感染症法および医療法の改正により、人材派遣について制度化された。
 - ・医療措置協定により、公立・公的医療機関を中心に、県内・県外への派遣可能人数を把握し有事に備える
 - ・県境を越える広域派遣について、国と都道府県の役割分担や発動条件を明確化 等
- 医療措置協定により、平時から大まかな派遣可能人数を把握し、県内での派遣を実施
- 医療措置協定において派遣可能人数を記載し、協定締結医療機関は、平時から、派遣可能な医療従事者等のリストを作成しておく。

【想定される派遣業務内容】

- ・感染症患者を診る医療機関への派遣
- ・宿泊療養施設の医療班
- ・広域(県外)派遣 ※局所的に感染症が発生した場合を想定
- ・保健所等のクラスター対策チームへの派遣(医療機関や高齢者施設等の感染制御指導)
- ・後方支援医療機関への派遣
- ・地域検査センター(県が構築する検査に特化した施設)への派遣 等

●協定記載内容

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣可能な医師の人数(県外可能人数も記載)(うちDMAT、DPATの人数も記載) ・派遣可能な看護師の人数(県外可能人数も記載)(うちDMAT、DPATの人数も記載) ・その他(可能な範囲で職種を記入)(県外可能人数も記載)(うちDMAT、DPATの人数も記載)

5 個人防護具の備蓄について

●個人防護具の目標数値

協定締結医療機関のうち「8割以上」の施設が当該施設の使用量「2か月以上」にあたるPPEを備蓄

●協定書素案(医療措置協定)

個人防護具の備蓄
(乙における〇ヶ月分の使用量)

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚	枚 (双)

(解説)

- ・ 5物資全部について一括して、新興感染症発生・まん延時における使用量2か月分以上で設定し、協定で定めることを推奨。
- ・ 特定の感染の波における使用量での2か月分ではなく、令和3年や令和4年を通じた新型コロナ対応での平均的な使用量で2か月分を設定する。
- ・ 医療機関全体での使用量を指し、新興感染症診療部門以外や検査を実施するための使用量を含む。
- ・ 備蓄物資を順次取り崩して一般医療の現場で使用する回転型を推奨。
- ・ 回転型のほか、①物資の取引事業者との供給契約で、取引事業者の保管施設で備蓄を確保する方法や、②物資の取引事業者と提携し、有事に優先供給をしていただく取り決めをすることで、平時に物資を購入することなく、備蓄を確保する方法でも可能。
- ・ 国において、保管施設整備費に対する支援を検討中。
- ・ 記載は任意。

(感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドラインより)

6 連絡事項

●意向調査の実施について

- ・令和5年12月頃、協定締結に向けて意向確認調査を実施予定です。詳細につきましては後日連絡します。

●協定締結に向けた説明動画の視聴について

- ・協定締結に向けた解説動画を滋賀県ホームページに掲載させていただきます。詳細はそちらをご視聴ください。
(掲載予定:令和5年10月6日(金)頃)

URL:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/332731.html>



23

6 連絡事項

●お問合せ先(質問はこちらまで)

- ・ **メールにてご連絡**ください。
- ・ 締め切り:11月22日(水)午前中
- ・ メール の 件名 には **「【〇〇病院】医療措置協定に関する質問**」とご記載ください。

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課

【発熱外来に関すること】

調査・検査係:Mail:coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

【自宅療養者等への医療の提供および健康観察について】

医療調整第二係:Mail:coronataisaku8@pref.shiga.lg.jp

※メールがご利用できない場合は、下記までご連絡ください。

調査・検査係:TEL:077-528-3584

医療調整第二係:TEL:077-528-1331



ご清聴ありがとうございました。



記載例

二 発熱外来の実施

記載例1: 公表が行われて6か月以内に発熱外来の体制を整えることが可能で、かかりつけ患者以外の患者、小児科のどちらも受入可能

対応時期 (目的)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度)の対応	流行初期期間
発熱外来 対応	発熱外来患者数 10人/日	発熱外来患者数(人/日)	(感染症等の発生等の公表後1週間以内) 発熱外来患者数(人/日)
検査対応	検査(核酸検出検査)の実施能力 10件/日		(感染症等の発生等の公表後1か月) 検査(核酸検出検査)の実施能力(件/日)

※ 普段から自院にかかっている患者(かかりつけ患者)以外の受入【可】

※ 小児患者の受入【可】

記載例 2: 公表が行われて3か月以内に発熱外来の体制を整えることが可能で、かかりつけ患者以外の患者は受入可能だが、小児科の受入が不可の場合

対応時期 (目的)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度)の対応	流行初期期間
発熱外来 対応	発熱外来患者数 15人/日	発熱外来患者数 10人/日	(感染症等の発生等の公表後1週間以内) 発熱外来患者数(人/日)
検査対応	検査(核酸検出検査)の実施能力 15件/日		(感染症等の発生等の公表後1か月) 検査(核酸検出検査)の実施能力(件/日)

※ 普段から自院にかかっている患者(かかりつけ患者)以外の受入【可】

※ 小児患者の受入【否】

●表に記載の数値は例です。貴院の体制に合わせてご記載ください。

記載例

三 自宅療養者等への医療の提供および健康観察

※対応可能な項目すべてに○をつけてください。

<p>対応時期 (目途)</p>	<p>流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)</p>
<p>対応の内容</p>	<p>① 対面診療が可能 ・ 初診患者の対応可 <input type="radio"/> かかりつけ患者のみ対応可 <input type="radio"/> 特別な配慮を要する患者対応可(妊婦 ・ 小児 ・ <input checked="" type="radio"/> 透析)</p> <p>② 電話／オンライン診療が可能 ・ 初診患者の対応可 <input type="radio"/> かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可(妊婦 ・ 小児 ・ 透析) <input checked="" type="radio"/> 高齢者施設対応可(施設名 ●●●●所) ・ 障害者施設対応可(施設名)</p> <p>3 往診が可能 ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可(妊婦 ・ 小児 ・ 透析) ・ 高齢者施設対応可(施設名) ・ 障害者施設対応可(施設名)</p> <p>④ 訪問または電話／オンラインによる健康観察の対応が可能 ・ 初診患者の対応可 <input type="radio"/> かかりつけ患者のみ対応可 <input type="radio"/> 特別な配慮を要する患者対応可(妊婦 ・ 小児 ・ <input checked="" type="radio"/> 透析) <input checked="" type="radio"/> 高齢者施設対応可(施設名 ●●●●所) ・ 障害者施設対応可(施設名)</p> <p>⑤ 宿泊療養施設における指導が可能</p>

※1 高齢者施設、障害者施設への対応の可否を明記。また施設と配置医の契約を行っているなど、対応可能な施設が決まっている場合は、施設名も併せて記載。

※2 医療措置協定「第3条 医療措置の内容」のうち、「自宅療養者等への医療の提供および健康観察」についてのみ協定を締結する場合は、対応の内容のうち1～3のいずれかは必須。

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）

滋賀県知事（以下「甲」という。）と〇〇長【医療機関の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

対応時期 （目途）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応
	対応の内容	〇床（うち重症者用〇床） うち、特に配慮が必要な患者の病床数 （例） ・精神疾患を有する患者用〇床 ・妊産婦用〇床
即応化の期間	甲からの要請後速やかに（2週	甲からの要請後速やかに（1週間以

	間以内を目途に) 即応化すること。	内を目途に) 即応化すること。
--	-------------------	-----------------

※ 流行初期期間については、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと。

二 発熱外来の実施

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に 係る発生等の公表が行われてから 6か月以内)	流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に 係る発生等の公表が行われてから 3か月程度) の対応	流行初期期間
発熱外来対応	発熱外来患者数 ○人/日	発熱外来患者数 ○人/日	(感染症等の発生等の 公表後1週間以内) 発熱外来患者数 ○人/日
検査対応	検査(核酸検出検査)の実施能力: ○件/日		(感染症等の発生等の 公表後1か月) 検査(核酸検出検査)の実施能力: ○件/日

※ 検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。

※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

診療所の場合

※ 対応可能人数や検査実施能力については、具体的に記載が難しい場合には、対応できる旨のみ記載することとし(ただし流行初期期間における対応を行う場合には、記載必須とする)、参考記載とする。

※ 普段から自院にかかっている患者(かかりつけ患者)以外の受入【可/否】

※ 小児患者の受入【可/否】

三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

※対応可能な項目すべてに○をつけてください。

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	<p>1 対面診療が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） <p>2 電話／オンライン診療が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） ・ 高齢者施設対応可（施設名 ●●●●所) ・ 障害者施設対応可（施設名) <p>3 往診が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） ・ 高齢者施設対応可（施設名) ・ 障害者施設対応可（施設名) <p>4 訪問または電話／オンラインによる健康観察の対応が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） ・ 高齢者施設対応可（施設名 ●●●●所) ・ 障害者施設対応可（施設名) <p>5 宿泊療養施設における指導が可能</p>

※1 高齢者施設、障害者施設への対応の可否を明記。また施設と配置医の契約を行っているなど、対応可能な施設が決まっている場合は、施設名も併せて記載。

※2 医療措置協定「第3条 医療措置の内容」のうち、「自宅療養者等への医療の提供および健康観察」についてのみ協定を締結する場合は、対応の内容のうち1～3のいずれかは必須。

四 後方支援（第一種協定指定医療機関（A類、B類）後方支援医療機関（C類）で記載項目が変更となります。提示しているのはB類）

対 応 時 期	流行初期経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから4か月以降）	流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応
対応の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽快患者で療養期間中の患者の受入れ ・ 回復患者の入院継続、受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種協定指定医療機関（A類）に入院中の一般入院患者の受入れ ・ 第一種協定指定医療機関（A類）に代わって一般患者の受入れ ・ 回復患者の受入れ
特別な配慮が必要な患者の受入れ	※医療機関ごとに設定	※医療機関ごとに設定
主な提携医療機関名		

五 医療人材派遣

対 応 時 期 (用途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内
対応の内容 (例)	<p>計 ○人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師：○人 ・ 看護師：○人 ・ その他（可能な範囲で職種を記入）：○人 <p> } } } } </p> <p> うちDMAT：○人、DPAT○人・・・ うちDMAT：○人、DPAT○人・・・ うちDMAT：○人、DPAT○人・・・ うちDMAT：○人、DPAT○人・・・ うちDMAT：○人、DPAT○人・・・ ※ うち県外可能（○人）は、参考記載 </p>

※ DMAT等については、DMAT等協定（改正医療法第30条の12の6の規定に基づく協定）を参照。

（個人防護具の備蓄）

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

（乙における○ヶ月分の使用量）

サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーション ガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚	枚 (双)

(措置に要する費用の負担)

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、甲の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 甲は、第3条第1号又は第2号に掲げる措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申

し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行うよう努める。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。

二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。

三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県知事

乙 医療機関名：

保険医療機関番号：

G-M I S I D：(締結時振り出しなければ空欄)

住所：

(管理者の) 氏名：

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）

滋賀県知事（以下「甲」という。）と〇〇長【医療機関の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

一 発熱外来の実施

対応時期 （目途）	流行初期期間経過 後（新型インフル エンザ等感染症等 に係る発生等の公 表が行われてから 6か月以内）	流行初期期間経過後 （新型インフルエンザ 等感染症等に係る発生 等の公表が行われてか ら3か月程度）の対応	流行初期期間
発熱外来対応	発熱外来患者数 〇人/日	発熱外来患者数 〇人/日	（感染症等の発生等の 公表後1週間以内） 発熱外来患者数 〇人/日
検査対応	検査（核酸検出検 査）の実施能力：		（感染症等の発生等の 公表後1か月）

	○件/日		検査（核酸検出検査）の 実施能力： ○件/日
--	------	--	----------------------------------

※ 検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。

※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

診療所の場合

※ 対応可能人数や検査実施能力については、具体的に記載が難しい場合には、対応できる旨のみ記載することとし（ただし流行初期期間における対応を行う場合には、記載必須とする）、参考記載とする。

※ 普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者）以外の受入【可／否】

※ 小児患者の受入【可／否】

二 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

※対応可能な項目すべてに○をつけてください。

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	<p>1 対面診療が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） <p>2 電話／オンライン診療が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） ・ 高齢者施設対応可（施設名 ●●●●所) ・ 障害者施設対応可（施設名) <p>3 往診が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） ・ 高齢者施設対応可（施設名) ・ 障害者施設対応可（施設名) <p>4 訪問または電話／オンラインによる健康観察の対応が可能</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） ・ 高齢者施設対応可（施設名 ●●●●所） ・ 障害者施設対応可（施設名 ） <p>5 宿泊療養施設における指導が可能</p>
--	--

※1 高齢者施設、障害者施設への対応の可否を明記。また施設と配置医の契約を行っているなど、対応可能な施設が決まっている場合は、施設名も併せて記載。

※2 医療措置協定「第3条 医療措置の内容」のうち、「自宅療養者等への医療の提供および健康観察」についてのみ協定を締結する場合は、対応の内容のうち1～3のいずれかは必須。

三 医療人材派遣

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内
対応の内容 (例)	計 ○人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師：○人 ・ 看護師：○人 ・ その他（可能な範囲で職種を記入）：○人 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;">うち県外可能：○人</div> <div style="margin-right: 5px;">うちDMAT：○人、DPAT○人・・・</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;">うち県外可能：○人</div> <div style="margin-right: 5px;">うちDMAT：○人、DPAT○人・・・</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;">うち県外可能：○人</div> <div style="margin-right: 5px;">うちDMAT：○人、DPAT○人・・・</div> </div> <p style="text-align: right;">※ うち県外可能（○人）は、参考記載</p>

※ DMAT等については、DMAT等協定（改正医療法第30条の12の6の規定に基づく協定）を参照。

（个人防护具の備蓄）

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、个人防护具は、次のとおり、乙が備蓄する。

（乙における○ヶ月分の使用量）

サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚	枚 (双)

(措置に要する費用の負担)

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、甲の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 甲は、第3条第1号又は第2号に掲げる措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-M I S）により報告を行うよう努める。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県知事

乙 医療機関名：

保険医療機関番号：

G-M I S I D：(締結時振り出しなければ空欄)

住所：

(管理者の) 氏名：

事 務 連 絡
令和5年(2023年)9月14日

一般社団法人 滋賀県医師会長 様
一般社団法人 滋賀県病院協会会長 様

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課
ワクチン接種推進室長

新型コロナワクチン令和5年秋開始接種について

平素は、本県の感染症対策に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。
さて、新型コロナワクチンの令和5年度秋開始接種について、下記より実施することとなりましたので、貴会員あて情報提供について、よろしくお願ひします。

記

1. 令和5年秋開始接種について

○ 接種期間

令和5年9月20日から令和6年3月31日まで

○ 接種対象者

初回接種を完了した生後6か月以上の方

○ 使用ワクチン

以下のワクチンを使用し、接種期間中に1回筋肉内において注射する。

※なお、9月20日以降はXBB対応ワクチンとノババックスワクチンのみを使用することとされています。(これまで使用していた従来型ワクチン、オミクロン株対応ワクチンは9月20日以降、使用不可。)

※インフルエンザワクチンとの同時接種についても引き続き可能です。

○ 接種間隔

3か月（ノババックスは6か月）

2. 令和6年度以降の接種について

現在、国の厚生科学審議会で検討がされているところであり、年内に方針を取りまとめることとされています。

ワクチン接種推進室
TEL:077-528-3691
FAX:077-528-4868

令和5年新型コロナワクチン秋開始接種について

1. 令和5年度の新型コロナワクチン接種について

- 令和5年度の1年間は、特例臨時接種を延長する。（自己負担なし）
- 追加接種可能なすべての年齢の者を対象として秋から冬に1回、重症化リスクの高い者等（医療従事者等含む）には春から夏に前倒ししてさらにもう1回の接種を行う。
- R5年春開始接種については、5月8日から9月19日まで、オミクロン株対応ワクチンを使用し、初回接種（1・2回目）を完了した65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、医療従事者等を対象に1回の接種を行う。
- R5年秋開始接種については、9月20日から3月31日まで、XBB対応ワクチンを使用し、初回接種を完了した生後6か月以上の全ての者を対象に1回の接種を行う。
- 初回接種については、生後6か月以上のすべての未接種者を対象に接種を行う。（乳幼児は3回、乳幼児以外は2回）なお、9月20日以降の初回接種からXBB対応ワクチンを使用する。
- 使用ワクチンについて、9月20日以降はXBB対応ワクチンおよびノババックスのいずれかを使用する。（従来型ワクチンやオミクロン株対応ワクチンは特例臨時接種として使用できないことに注意。）

対象者	令和5年								令和6年			
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
12歳以上	65歳以上や重症化リスクが高い方など※ 5月8日 追加接種(1回) 初回接種(2回)								9月20日 追加接種(1回) 3月31日			
	上記以外の方 ← 接種できません → 初回接種(2回)								9月20日 追加接種(1回) 3月31日			
小児(5歳～11歳)	基礎疾患があるなど重症化リスクが高い方 5月8日 追加接種(1回) 初回接種(2回)								9月20日 追加接種(1回) 3月31日			
	上記以外の方 オミクロン株対応ワクチン接種(1回) 初回接種(2回)								9月20日 追加接種(1回) 3月31日			
乳幼児(生後6か月～4歳)		初回接種(3回)								9月20日 追加接種(1回) 3月31日		

※65歳以上の方、基礎疾患がある方、重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関、高齢者施設、障害者施設等の従事者など

1

令和5年新型コロナワクチン秋開始接種について

2. 令和5年秋開始接種以降の接種について

- 9月20日以降は、現在感染の中心となっているXBB系統に対応したワクチンに変更し、以下のとおり実施されます。

	追加接種(3回目以降) ※乳幼児(6か月～4歳)は4回目	初回接種(1・2回目) ※乳幼児(6か月～4歳)は1～3回目
接種時期	令和5年9月20日～令和6年3月31日	令和6年3月31日まで引き続き実施
接種費用	無料(全額公費)	無料(全額公費)
接種対象者	初回接種を完了した以下の方 ・12歳以上 ・小児(5歳～11歳) ・乳幼児(生後6か月～4歳)	・12歳以上 ・小児(5歳～11歳) ・乳幼児(生後6か月～4歳)
接種回数	1回 (筋肉内において注射する)	5歳以上：2回 (筋肉内において注射する) 乳幼児(6か月～4歳)：3回
使用ワクチン	○ ファイザー社のXBB対応ワクチン (12歳以上用、小児用、乳幼児用の3種類のワクチンを使用) ○ モデルナ社のXBB対応ワクチン ※6歳以上 ○ ノババックスワクチン ※12歳以上 ※インフルエンザワクチンとの同時接種可能	○ ファイザー社のXBB対応ワクチン (12歳以上はノババックスワクチンの使用も可能) ※初回接種(1～2または1～3回目)を9/20前後で接種する場合は、交互接種となります。 (9/19までは、オリジナル株またはオミクロン対応2価ワクチン、9/20以降は、XBB対応ワクチンを接種していただきます。)
接種間隔	3か月 (ノババックスは6か月)	5歳以上：3週間 6か月～4歳：2回目 3週間 / 3回目 8週間 ※交互接種に該当する場合は、4週間の間隔をあけること
接種場所	・個別医療機関 ・市町の集団接種会場 R5から個別医療機関での接種へ移行しており、市町によっては集団接種会場を設置していない場合がある。	・個別医療機関 ・市町の集団接種会場

令和5年新型コロナワクチン秋開始接種について

3. 令和5年秋開始以降の公的関与規定(接種勧奨・努力義務)の適用について

- 9月20日より追加接種・初回接種とも65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する方のみに予防接種法上の自治体の接種勧奨(第8条)と本人(保護者)の努力義務(第9条)の規定を適用し、それ以外の方については、公的関与規定の適用を除外する。
- ただし、生後6か月以上の全ての方で接種を希望される方は、令和6年3月末まで無料で接種することができる。

			令和5年度		令和5年秋開始接種 (9月20日～)
			令和4年秋開始接種	令和5年春開始接種	
追加 接種	12歳以上	高齢者(65歳以上)	あり(令和5年5月7日まで)	あり	あり
		基礎疾患を有する方(12～64歳)		なし	なし
		医療従事者等		X	
		上記以外の者	X		
	5～11歳	基礎疾患を有する方(5～11歳)	あり(令和5年5月7日まで)	あり	あり
		上記以外の者	あり(令和5年5月7日まで) なし(令和5年5月8日から8月 まで)	X	
6か月～4歳	基礎疾患を有する方(6か月～4歳)	X		あり	
	上記以外の者	X		なし	
初回 接種	初回接種未接種者 (生後6ヶ月以上の すべての者)	高齢者(65歳以上)	あり		あり
		基礎疾患を有する方(6か月以上の全ての方)			あり
		上記以外の者			なし

3

令和5年新型コロナワクチン秋開始接種について

4. 令和6年度以降の接種について

未確定情報

令和5年9月8日
第55回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会資料より

- 令和6年度以降の接種に関する方針については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、具体的な検討を進め、年内に方針をとりまとめることとしています。

特例臨時接種について

令和6年度以降、新型コロナウイルス感染症の「まん延予防上緊急の必要がある」と認められる状況にはないと考えられるため、『特例臨時接種』を今年度末で終了し、安定的な制度の下で接種を継続する。

令和6年以降の接種プログラムについて

現在の検討状況は以下のとおりであり、引き続き国において検討を進めることとしている。

接種の目的について

- 接種の目的は、重症化予防とする。

接種の対象者について

- 接種の対象者は、65歳以上の高齢者等の、重症化リスクの高い者とする。

ワクチンの接種のタイミングについて

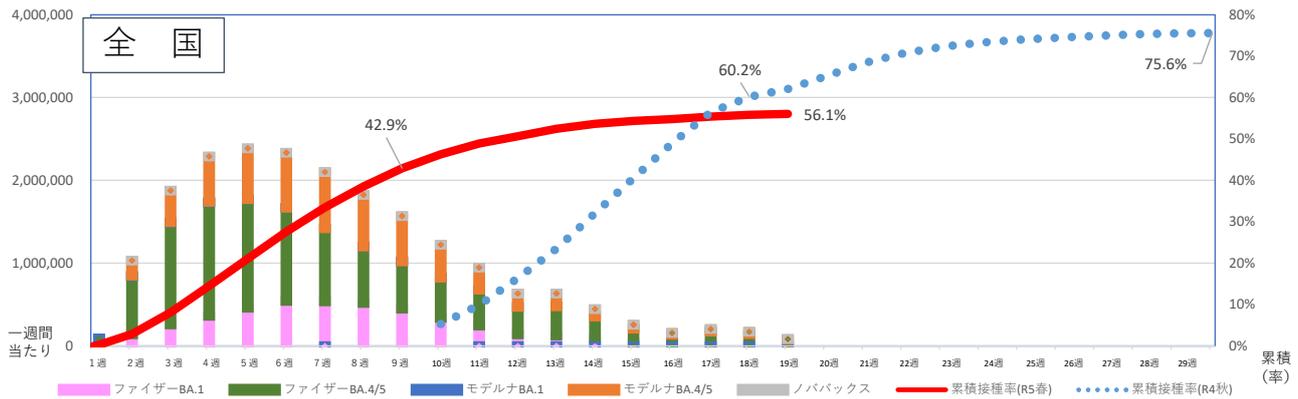
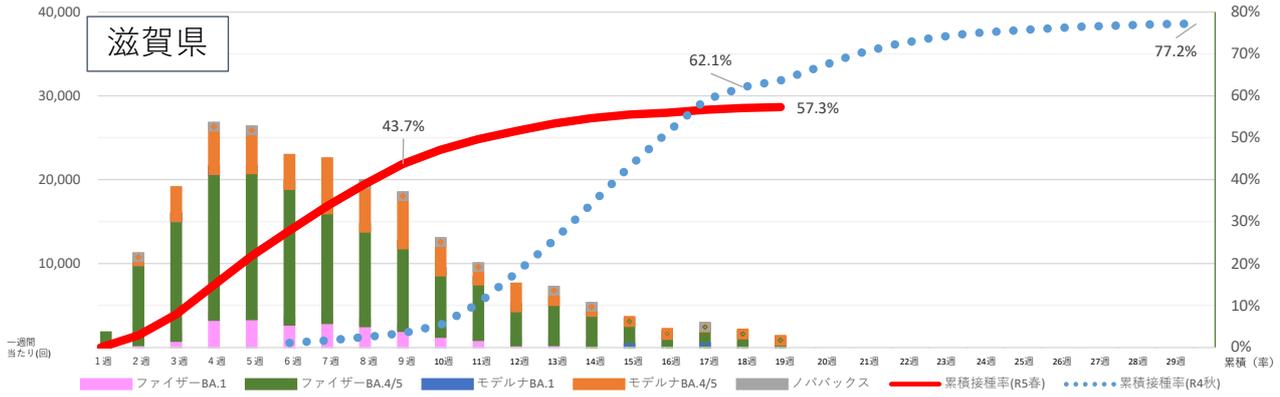
- 接種のスケジュールについては、年1回の接種を行うこととし、接種のタイミングは秋から冬の間とする。

ワクチンについて

- 当面の間、毎年見直すこととする。

(参考)令和5年春開始接種の接種状況

65歳以上の令和4年秋開始接種との比較（9月10日現在）



5

(参考)オミクロン株XBB.1.5の1価ワクチンについて

令和5年8月10日
厚生労働省自治体向け説明会資料

○ファイザー社（12歳以上用）

○ファイザー社（5歳～11歳用）

キャップカラー	ファイザー社 (オリジナル株・BA.4/5株の2価ワクチン) 12歳以上用の製剤	ファイザー社 (XBB.1.5株の1価ワクチン) 12歳以上用の製剤
特性		
希釈	希釈不要	希釈不要
接種時期	初回接種 及び 追加接種	初回接種 及び 追加接種
対象・接種量	12歳以上 : 0.3mL	12歳以上 : 0.3mL
抗原量	オリジナル株 15µg + BA.4/5株 15µg 合計 30µg	XBB.1.5株 30µg
1 vialの単位	6回分 (特殊な針・シリンジ)	6回分 (特殊な針・シリンジ)
最小流通単位 (一度に接種会場に配送される 最小の数量)	195バイアル (1,170回接種分)	120バイアル (720回接種分)
保管温度	-75°C±15°C : 24か月 -20°C± 5°C : 不可 2～8°C : 10週 (※1)	-75°C±15°C : 18か月 -20°C± 5°C : 不可 2～8°C : 10週 (※2)
備考	・室温では24時間以内に使用する (一度針を刺した後は12時間以内に使用、解凍後の再凍結は不可)	・室温では24時間以内に使用する (一度針を刺した後は12時間以内に使用、解凍後の再凍結は不可)

※1 24か月の有効期間中に限る ※2 18か月の有効期間中に限る

※赤字下線部分は12歳以上用2価ワクチンと異なる部分

キャップカラー	ファイザー社 (オリジナル株・BA.4/5株の2価ワクチン) 5歳～11歳用の製剤	ファイザー社 (XBB.1.5株の1価ワクチン) 5歳～11歳用の製剤
特性		
希釈	生理食塩液1.3mLで希釈	生理食塩液1.3mLで希釈
接種時期	初回接種 及び 追加接種	初回接種 及び 追加接種
対象・接種量	5歳～11歳 : 0.2mL	5歳～11歳 : 0.2mL
抗原量	オリジナル株 5µg + BA.4/5株 5µg 合計 10µg	XBB.1.5株 10µg
1 vialの単位	10回分 (特殊な針・シリンジ)	10回分 (特殊な針・シリンジ)
最小流通単位 (一度に接種会場に配送される 最小の数量)	10バイアル (100回接種分)	10バイアル (100回接種分)
保管温度	-75°C±15°C : 24か月 -20°C± 5°C : 不可 2～8°C : 10週 (※1)	-75°C±15°C : 18か月 -20°C± 5°C : 不可 2～8°C : 10週 (※2)
備考	・室温では24時間以内に使用する (一度針を刺した後は12時間以内に使用、解凍後の再凍結は不可)	・室温では24時間以内に使用する (一度針を刺した後は12時間以内に使用、解凍後の再凍結は不可)

※1 24か月の有効期間中に限る ※2 18か月の有効期間中に限る

※赤字下線部分は5歳～11歳用2価ワクチンと異なる部分

31

6

○ファイザー社 (6か月～4歳用)

○モデルナ社 (12歳以上および6歳～11歳)

特性	ファイザー社 (オリジナル株の1価ワクチン) 6か月～4歳用の製剤		モデルナ社 (オリジナル株・BA.4/5株の2価ワクチン) 12歳以上		モデルナ社 (オミクロン株XBB.1.5の1価ワクチン)	
	ファイザー社 (XBB.1.5株の1価ワクチン) 6か月～4歳用の製剤		12歳以上		12歳以上	6歳～11歳
希釈	生理食塩液2.2mLで希釈	生理食塩液2.2mLで希釈	希釈不要	希釈不要	希釈不要	希釈不要
接種時期	初回接種 (1～3回目)	初回接種 及び 追加接種	追加接種 (3回目以降)	追加接種 (3回目以降)	追加接種 (3回目以降)	追加接種 (3回目以降)
対象・接種量	6か月～4歳 : 0.2mL	6か月～4歳 : 0.2mL	12歳以上 : 0.5mL	12歳以上 : 0.5mL	12歳以上 : 0.5mL	6歳～11歳 : 0.25 mL
抗原量	オリジナル株 3µg	XBB.1.5株 3µg	オリジナル株 25µg+BA.4/5株 25µg 合計 50µg	XBB.1.5株 50µg	XBB.1.5株 25µg	XBB.1.5株 25µg
1 vialの単位	10回分 (特殊な針・シリンジ)	10回分 (特殊な針・シリンジ)	5回分	5回分	10回分	10回分
最小流通単位 (一度に接種会場に配送される最小の数量)	10バイアル (100回接種分)	10バイアル (100回接種分)	10バイアル (50回接種分)	10バイアル (50回接種分)	10バイアル (100回接種分)	10バイアル (100回接種分)
保管温度	-75°C±15°C : 24か月 -20°C±5°C : 不可 2～8°C : 10週 (※1)	-75°C±15°C : 18か月 -20°C±5°C : 不可 2～8°C : 10週 (※2)	-20°C±5°C : 9か月 2～8°C : 30日	-20°C±5°C : 12か月 2～8°C : 30日	-20°C±5°C : 12か月 2～8°C : 30日	-20°C±5°C : 12か月 2～8°C : 30日
備考	・室温では24時間以内に使用する (一度針を刺した後は12時間以内に使用、解凍後の再凍結は不可)	・室温では24時間以内に使用する (一度針を刺した後は12時間以内に使用、解凍後の再凍結は不可)	【一度針をさしたもので以降】 2～25°Cで12時間 (解凍後の再凍結は不可)	【一度針をさしたもので以降】 2～25°Cで12時間 (解凍後の再凍結は不可)	【一度針をさしたもので以降】 2～25°Cで12時間 (解凍後の再凍結は不可)	【一度針をさしたもので以降】 2～25°Cで12時間 (解凍後の再凍結は不可)

※1 24か月の有効期間中に限る ※2 18か月の有効期間中に限る

※赤字下線部分はオリジナル株1価ワクチンと異なる部分

※赤字下線部分は12歳以上用2価ワクチンと異なる部分

※同一製剤のため、同一のバイアルから12歳以上と6～11歳用のシリンジに取り分けてもよい

(お問い合わせ先)
滋賀県健康危機管理課
ワクチン接種推進室
TEL:077-528-3691
E-mail:coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp

滋賀県医師会 ご担当者様
各地域職域医師会 ご担当者様
滋賀県歯科医師会 ご担当者様

滋賀医科大学医学部附属病院
病院長 田中 俊宏
【公印省略】

病診連携の推進に係る意見交換会の開催について

平素は本院の運営、特に病診連携につきまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、病診連携の一層の推進を図るため、標記会議を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご案内申し上げます。また、貴会会員の先生方についてもご出席いただきますよう、ご配慮方よろしくお願い申し上げます。

記

日 時： 令和5年10月26日（木） 午後2時～3時30分

場 所： 滋賀医科大学 リップルテラス2階 会議室1

形 式： 対面式と遠隔通信式（Zoom）のハイブリッド形式（Zoom使用のためのURL、ID、及びパスワードにつきましては、前日までにお送りいたします。予定では、開催時刻15分前には、Zoomミーティングに参加できる状態にいたしますので、ご準備の程よろしく願います。）

内 容：（1）病診連携の推進に係る意見交換会

司 会：漆谷 真 患者支援センター長

（2）講演（ショートレクチャー 各10分程度）

「超高齢化を見据えたCKD病診連携」

腎臓内科： 久米 真司 教授

「脳神経外科診療のトピックス」

脳神経外科： 吉田 和道 教授

「総合診療と地域医療」

総合診療科： 辻 喜久 特任教授

*恐れ入りますが準備の都合上、別紙出席者票を9月29日（金）までにメール（宛先：hqchiiki@belle.shiga-med.ac.jp）にてお知らせ下さいますようお願いいたします。

以上

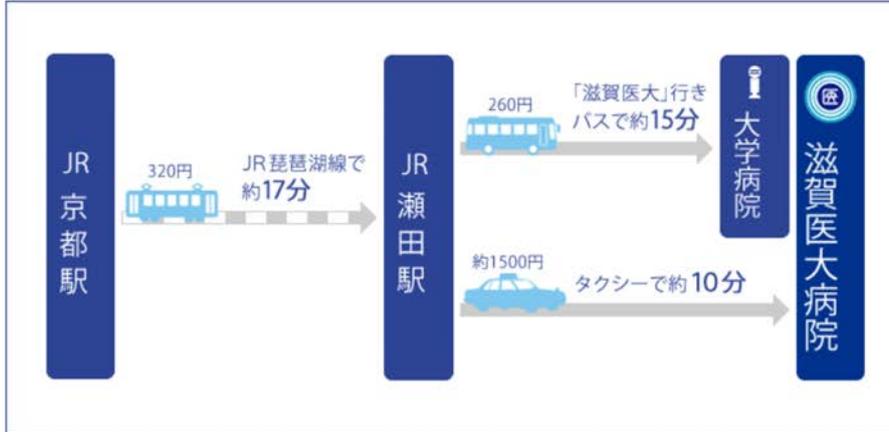
会場のご案内

滋賀医科大学医学部附属病院（滋賀県大津市瀬田月輪町）

交通アクセス

公共交通機関でお越しの方

JR東海道本線（琵琶湖線）の「瀬田駅」で下車。「滋賀医大」行きバスに乗り、「大学病院」で下車。



※手前の「医大西門」「滋賀医大前」バス停ではなく、病院敷地内の「大学病院前」バス停でお降りください。

滋賀医科大学 リプルテラス



9月14日（木）滋賀県医師会 地域職域会長会議 様

子どもの医療費等助成制度の 拡充について

滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局
障害福祉課
医療保険課

1

1. 本県の市町に対する福祉医療費助成事業の現状と県の拡充案

【子どもを対象とした福祉医療費助成制度】

制度名	乳幼児福祉医療費助成制度
対象者	未就学児
診療科目	全診療科目 入院・通院
自己負担	なし
所得制限	なし
負担割合	県1/2、市町1/2



に加えて

制度名	(仮称)高校生等福祉医療費助成制度
対象者	義務教育終了から満18歳到達の年度末までにある者（高1～高3年代） <※就学・就労の有無を問わない>
診療科目	全診療科目 入院・通院
自己負担	通院：500円/1レセプト 入院：1,000円/日（14,000円/月上限）
所得制限	なし
負担割合	県10/10

【障害者を対象とした医療費助成制度】

制度名	身体障害者(児)・老人福祉医療費助成事業	精神障害者(児)・老人精神科通院医療費助成事業
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級、2級 療育手帳A1、A2 精神障害者保健福祉手帳1級 身体3級、療育B1、精神2級のいずれか2種所得 特別児童扶養手当1級 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳1級、2級 かつ 自立支援医療（精神通院医療）受給者証のいずれも所持する者
診療科目	全診療科目 入院・通院 (精神保健福祉手帳所持者の精神科通院を除く)	精神科通院のみ
自己負担	通院：500円/1レセプト 入院：上限14,000円/月（1,000円/日）	なし
所得制限	1,695千円（老齢福祉年金）	1,695千円（老齢福祉年金）
負担割合	県1/2、市町1/2	県1/2、市町1/2

2. 令和6年度事業開始に向けた市町アンケート結果・県の対応

①開始予定時期について

開始予定時期	回答市町
R6年4月	草津市、守山市、甲賀市、湖南市、高島市、米原市、豊郷町、甲良町
R6年10月	大津市、彦根市、長浜市、栗東市、野洲市、東近江市、日野町、愛荘町、多賀町
R7年1月	近江八幡市、竜王町

開始時期調整中

補助対象期間 令和6年4月1日以降

広報啓発の打ち出し 今年度中に6年度開始を広報

- ・早期実施可能な市町を遅れることなく支援。
- ・県全域に対する対外的な県の広報については、期間を広く設定し、相対的に実施が遅れる各市町において、市民が混乱しないよう要望に応える。
- ・昨今のシステム改修の人材不足等により、万一計画が遅延するリスクにも柔軟に対応。

②情報提供について

市町の制度

条例準則、新受給券の番号・色、公費優先順位等のルールについて早期情報提供

県内の啓発協力

医師会等への周知啓発、協力要請

対応方針

国保連等と調整中であり、次ページのとおり。

広域的な広報実施や、広報のひな形の共有については、県として協力する。市民への個別の広報が必要であれば、市町で実施する。

9月から医師会等へ情報共有、協力をお願いする。

③財政等支援について

市町の制度

市町システムや国保連のシステム改修費の負担への支援

人件費、事務費、令和5年度前倒し実施分等への支援

県の制度であり、住民の苦情対応等すべてを県知事と対応

対応方針

広域的対応となる国保連のシステム改修費は県で負担できるよう検討する。市町の個別システムの改修費は市町で負担をお願いする。
※議会の承認を前提 ※4月1日からの対応が可能となるよう改修を実施。

人件費、その他の事務経費等は、市町においてお願いする。

従来同様、市町の制度であり、市町で対応いただく。なお、広域的な広報については、可能な限り県が協力する。

知事と首長がこれまでの議論を重ね、「子どものために県と市町が協力して、県内のどこに住んでいても等しく医療サービスが受けられる仕組みを構築する」とされたものであり、実施に向けて、医療機関への周知等御協力をお願いいたします。



3. 条例準則・新受給券の番号/色・公費優先順位等のルール

①条例準則の提示

A：「〇〇市（町）福祉医療費助成条例準則」の「乳幼児」「重度心身障害者（児）」の定義を改正する方向で、現在作成中。9月中には各市町に送付予定。

②新受給券の色の提示

A：■■■■で調整。
高校生世代については■■■■を想定。重心については対象者拡充のため受給券に変更はない。

③新受給券の番号の提示

A：以下のとおり調整。***は各市町の固有番号。

	通院自己負担	入院自己負担	預金番号
県制度	あり	あり	40251***
県+市町制度	なし	なし	40252***
県+市町制度	あり（なし）	なし（あり）	40254***

④公費優先順位等のルールの提示

A：①乳幼児・高校生世代、②ひとり親、③重度心身障がい者（児）、④ひとり暮らし（高齢）寡婦、⑤老人の順とする。

ただし、判断に迷う場合は、市町上乗せ制度も勘案して受給者にとって最も有利な制度とし、優劣がつかない場合や特段の事情がある場合は、受給者が選択できるなど柔軟に対応することも可能。

日医発第 1053 号 (地域)

令和 5 年 9 月 14 日

郡市区医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会

会長 松本吉郎

(公印省略)

日本医師会「地域に根ざした医師会活動プロジェクト」第 1 回シンポジウムの
開催について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先般、令和 5 年 8 月 10 日付 (日医発第 907 号(地域))「日本医師会「地域に根ざした医師会活動プロジェクト」及び第 1 回シンポジウムについて」において、一般の方々等を対象とした「地域に根ざした医師会活動プロジェクト」を開始すること及び第 1 回シンポジウムを開催することにつき都道府県医師会を通し、ご案内いたしました。

今般、別添の通り第 1 回シンポジウムの開催が正式に決まりましたので、ご案内申し上げます。

貴会のご関係者で来館での参加をご希望される場合は、別添をご参照の上、申込書へご記入いただき、10 月 9 日(月)までに、日本医師会事務局までご返送ください。なお、

当日の様子は、本会ホームページでも配信いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会及び管下の関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りたく何卒宜しくお願い申し上げます。

「地域に根ざした医師会活動プロジェクト」第1回シンポジウム
有事の医師会活動 ～地域、住民を守る活動～
議事次第

日時：令和5年10月11日(水)
14時00分～16時00分
場所：日本医師会館大講堂
(ハイブリッド方式)

司会：常任理事 黒瀬 巖

挨拶 日本医師会長 松本 吉郎

第1部：大規模災害時の医師会活動

- ・座長によるイントロダクション 富山県医師会会長 村上美也子先生
- ・「平時からの顔の見える関係づくり」と有事対応：
医師会とDMATとの架け橋として 長谷川 傑先生（秋田市立総合病院）
- ・被災した自地域を守り、再建を支える立場より：コロナ禍で最初の
災害対応： 山田 和彦先生（前人吉市医師会副会長）

第2部：新型コロナウイルス感染症対応

- ・座長によるイントロダクション 兵庫県医師会会長 八田昌樹先生
- ・大都市圏における地域医師会と高度専門基幹病院による連携
「COVID-19 医療提供体制 新宿モデル」
迫村 泰成先生（新宿区医師会）
- ・若手医師による挑戦 小林 正宜先生（KISA2 隊大阪隊長）

ディスカッション

総括 日本医師会副会長 茂松 茂人

地域に根ざした医師会活動プロジェクト

第1回シンポジウム

- **開催日**：2023年10月11日（水）14時～16時

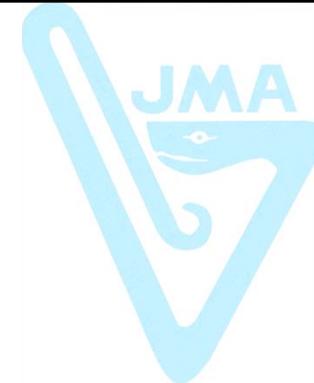
- **開催場所**：日本医師会館大講堂、WEB（日本医師会ホームページ※1）
 - ※1 URL：<https://www.med.or.jp/people/chiiki-pj>

- **開催方法**：ハイブリッド方式
 - ・ **都道府県医師会・郡市区医師会関係者(※2)、そのほか医師会関係者(※3)、国民医療推進協議会関係者(※4)、被災者健康支援連絡協議会関係者(※5)、報道関係者**
 - ： **来館**または **WEB 視聴** (※1)
 - ※2 地域医療担当、地域包括ケア担当、救急災害担当、感染症対策担当、広報担当、総務担当等、医師会役員の先生方を想定しております。
 - ※3 地域医師会員の先生方を想定しております。
 - ※4 参加団体一覧をご参照ください。
 - ※5 参加団体一覧をご参照ください。

 - ・ **一般の方々**：**WEB 視聴** (※1)

- **来館御申込の締切**：2023年10月9日（月）までにご回報いただきたくお願いいたします。

- **旅費等の支給**：今回は、都道府県医師会・郡市区医師会関係者への旅費等の支給はございません。



地域に根ざした**医師会**活動 プロジェクト

第1回シンポジウム開催について



日本医師会



地域に根ざした医師会活動

地域に根ざして診療している医師は、自院での診療以外に、以下のような活動を連携して行い、地域住民の健康を守るため、それぞれの地域を面として支えています。

そうした活動はかかりつけ医が中心となって担っており、地域医師会はそれに深く関与して運営しています。

日本医師会は、「地域にどっぷりつかり」、日々地域医療を支えている医師に深く感謝するとともに、こうした活動を国民の皆さんに広く知っていただきたいと思っています。

1. 地域の時間外・救急対応	平日夜間・休日輪番業務、地域行事の救護班、在宅当番医、休日夜間急患センター、電話相談業務など（災害時には救護所・避難所への巡回診療、感染症拡大時には検査センターへの出務など自らの地域を守る活動）
2. 行政・医師会等の公益活動	医師会・専門医会・自治会・保健所関連の委員、警察業務への協力、防災会議、地域医療に関する会議、レセプトの審査委員会、地域ケア会議の出席、障害者認定審査会、介護保険認定審査会など
3. 地域保健・公衆衛生活動	母子保健、乳幼児保健（1歳6か月児健診・3歳児健診）、学校保健（学校健診、学校医活動）、学校健康教育（性教育、がん教育、禁煙・薬物教育等）、産業保健（地域産業保健センター活動、職場の健康相談、産業医活動）、事業主健診（特定健診・特定保健指導）、高齢者保健（高齢者健診・認知症検診）、予防接種（定期・その他）、がん・成人病検診、市民公開講座（健康講座・介護教室）、精神保健、健康スポーツ医活動など
4. 多職種連携	訪問診療等の在宅医療ネットワークへの参画、介護保険関連文書の作成（主治医意見書等）、多職種との会合（ケアカンファレンス等）、ACPなど
5. その他	看護師・准看護師養成所、医師会共同利用施設への参画、高齢者の運転免許に関する診断書の作成、成年後見人制度における診断書の作成、死体検案、医療DX、医療GX、学術活動、高齢者・障害者施設への対応など



ひとりひとりの医師の活動では限界がある。すべてに関わることはできない。さまざまな専門性をもつ多くの医師が医師会活動に参加し、分担・連携することで、地域を面として支えることができる。そうした活動を、一般国民の方々等に知っていただく。

地域に根ざした医師会活動プロジェクト

第1回シンポジウム

有事の医師会活動～地域、住民を守る活動

開催日：2023年10月11日（水）14時～16時

開催場所：ハイブリッド開催

次第：

日本医師会 松本吉郎会長挨拶

第1部：大規模災害時の医師会活動

- ・座長（富山県医師会会長 村上美也子先生）によるイントロダクション
- ・「平時からの顔の見える関係づくり」と有事対応
長谷川 傑先生（秋田市立総合病院）：医師会とDMATとの架け橋として
- ・被災した自地域を守り、再建を支える立場より
山田 和彦先生（前 人吉市医師会副会長）：コロナ禍で最初の災害対応

第2部：新型コロナウイルス感染症対応

- ・座長（兵庫県医師会会長 八田昌樹先生）によるイントロダクション
- ・大都市圏における地域医師会と高度専門基幹病院による連携
「COVID-19医療提供体制 新宿モデル」
迫村 泰成先生（新宿区医師会）
- ・若手医師による挑戦
小林 正宜先生（KISA2隊大阪隊長）

ディスカッション

総括 茂松茂人副会長

地域に根ざした**医師会活動**プロジェクト

1. シンポジウム（当日）

- 日医公式YouTubeチャンネルによるライブ配信

2. 日本医師会公式YouTube及び 特設WEBサイト（後日掲載）

- プロジェクトの趣旨
- シンポジウム全体版
- 座長イントロダクション・各演者のプレゼンテーション・ディスカッションごと

3. 動画パンフレット（後日制作予定）

- シンポジウムの圧縮版を基に編集して制作



令和5年9月15日

一般社団法人 草津栗東医師会
 会員各位

草津市在宅医療介護連携センター
 草津市長寿いきがい課
 草津保健所

くさつ在宅医療ネット開催の御案内

秋涼の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
 日頃は在宅医療介護連携推進に御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。
 本会議は、草津市内の医師同士が訪問診療についての情報交換を行うことを目的に開催
 しております。
 御多忙のところ恐縮ではございますが、御参加いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和5年10月12日(木)14:00～15:00
 (オンライン参加の方は、当日13時45分より御入場頂けます)
2. 会 場 南部合同庁舎 草津保健所 3階大会議室 / オンライン(ZOOM)
3. 内 容 ①講演 テーマ「(仮)眼科領域での往診・訪問診療について」
 講師:薬師川眼科 院長 薬師川 浩 先生
 ②意見情報交換

*出欠の有無につきましては、FAX にてご連絡ください。

事務局	草津市在宅医療介護連携センター(淡海ふれあい病院内)
住 所	草津市矢橋町1629-5
担 当	寺下 晃子/吉村 明浩
連絡先 TEL/FAX	(077)516-2498 / (077)566-6488
開所時間	月曜日～金曜日(9時～17時)
メール	kusatsu.hmcc@gmail.com

〔送付状不要〕

令和5年10月12日(木)14時～15時開催

南部合同庁舎 草津保健所 3階大会議室

くさつ在宅医療ネット 参加申込書

氏名	
診療所名	
参加方法 該当する方へ☑	<input type="checkbox"/> 会場参加 <input type="checkbox"/> オンライン(ZOOM)参加 <input type="checkbox"/> 欠席

【確認事項】

- ・基本現地での開催としておりますが、オンラインでも参加いただけます。
- ・諸事情等により参加方法を変更される場合は、会議前日15時までに事務局まで御連絡ください。

※10月5日(木)までに返送願います

FAX送信先:077-566-6488
草津市在宅医療介護連携センター 宛

案内 草津栗東医師会 先生方へ

令和5年度

第3回 くさつ在宅医療ネット 開催のお知らせ

日時： 令和5年10月12日（木）14：00～15：00

開催方法： 対面・ZOOM

場所： 南部合同庁舎 別館3階大会議室

内容： ①ミニレクチャー

講師：薬師川眼科 院長 薬師川 浩 先生
「(仮)眼科領域での往診・訪問診療について」

②その他

Zoomでご参加の先生方へ

QRコードからもしくは、

ミーティングID：973 4095 0785

パスコード：618587



くさつ在宅医療ネットワーク とは？

- ・訪問診療を新しく始めるメリットって何だろう？
- ・訪問診療を始めるにはどんな事に気をつけたらいいの？
- ・ちょっと訪問患者の家族が大変だけど、どこかレスパイト入院させられないかな？
- ・旅行に行きたいけど・・・訪問患者さんが急に亡くなったらどうしよう？

→そんな時は、くさつ在宅医療ネットワークにご相談ください！

後援：草津栗東医師会、草津市、草津保健所

各位

2023年 9月吉日

守山野洲医師会会長 小西 常起

2023年度 第3回 認知症の医療と福祉の連携 IN守山・野洲開催について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、守山野洲医師会の運営にご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、第1回目は、運転免許センターの皆さんからの事例提供、第2回目は薬剤師さんからの事例提供で、各グループ共に盛んに検討がすすめられました。

第3回目は、栗東市葉山地域包括支援センターの皆さんからの事例提供を予定しております。

本会は平成24年度から、守山野洲医師会、連携型認知症疾患医療センター藤本クリニックを中心にして、様々な職種の参加者が集まり、回を重ねてきました。今後も認知症の人と家族を地域で支えることを一番の目標として、早期発見、かかりつけ医における診断や家族支援、認知症ケアの充実、多職種連携などを中心として、多くの参加者と共に作り上げていきたいと思っております。

また、南部圏域の多職種連携のさらなる充実を目指して、草津市、栗東市の皆さま方からのご参加もいただくことができ、より活気ある会へと発展してきていますので、引き続き、皆様のご参加をお待ちしております。

以上

2023年度 第3回 認知症の医療と福祉の連携 I N 守山・野洲

日時 2023年 10月26日 (木曜日)
18:15分から19:30分

場所 守山市駅前コミュニティーホール
セルバ守山3階

参加締め切り 2023年 10月 18日

内容

栗東市葉山地域包括支援センターからの事例提供と事例検討

FAX  077-582-6040

藤本クリニック 宛

参加申し込み

() ご出席

参加人数の調整をお願いする場合があります

ご所属	
電話番号	
お名前	
お名前	

事務局・お問い合わせ先
連携型認知症疾患医療センター藤本クリニック

令和5年8月

各郡市区医師会 感染症危機管理担当理事 様

公益財団法人予防接種リサーチセンター
理事長 下田智久

予防接種関連ガイドライン等冊子御案内について
(関係各位への情報提供、機関誌等への掲載及び購入のお願い)

日頃、当財団の事業運営につきまして御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当財団では本年もより安全で有効な予防接種の実施を推進するため、下記の冊子を頒布しております。

これらの図書は、予防接種を実施される医師の先生方や、予防接種にかかわる皆様方のお役に立ち御利用いただけるものと存じます。関係各位のお力添えを賜り、安全で有効な予防接種を一層推進するため、冊子発行の案内を機関誌等で周知していただければ幸甚に存じます。

購入につきましては同梱しております申込書、若しくは9月上旬にホームページ(<https://www.yoboseshu-rc.com>)掲載予定の申込書を御利用ください。

※お申し込みは通年受付けておりますが、年度の途中で完売になる場合もございますので、お早めにお申し込みください。

記

「インフルエンザ・肺炎球菌感染症(B類疾病)予防接種ガイドライン 2023年度版」(A5判 税込140円)

インフルエンザの定期接種と任意接種及び高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種と任意接種について、医療、行政担当者にとって必要な医療的、法律的なガイドラインをコンパクトに解説しています。

「予防接種必携 令和5年度(2023)」(A4判 税込4,200円)

予防接種に必要な最新の医学的知識を分かり易く解説するとともに、改正された法令、通知を収録しています。新興、再興感染症を含む感染症について、最新の知見に基づき概説するとともに、定期、任意の予防接種について、法律、制度を踏まえた医学的な見解、予防接種を実施する際の注意事項、ワクチンの効果、副反応、予防接種要注意者(基礎的疾患を有する者等)への接種方法、リサーチセンターのホットラインに寄せられる医療現場からの質疑に対する回答(予防接種 Q&A)、間違い防止の留意事項など実務に必要な内容がこの1冊に網羅されています。

公益財団法人予防接種リサーチセンター

所在地：〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-1 住友生命日本橋大伝馬町ビル3F

電話：03-6206-2113

F A X：03-5643-8300

Eメール：shuppan@yoboseshu-rc.com

U R L：https://www.yoboseshu-rc.com

【 冊子申込書 】

公益財団法人予防接種リサーチセンター 宛

FAX:03-5643-8300

Eメール:shuppan@yoboseshu-rc.com

※お申込時は、この用紙のみ送信ください。(送信票は不要です。)



「予防接種必携」発行までは、両冊子の発行時期が異なるため、2種類同時申込の場合は、先に「インフルエンザ・肺炎球菌感染症(B類疾病)予防接種ガイドライン」のみのお届けとなります。
※発行時期を変更する場合があります。当財団ホームページにて、必ず御確認ください。

送信日時	2023年	月	日	都道府県名	
冊子名		申込部数	単価(税込)	合計金額	
[1]	インフルエンザ・肺炎球菌感染症(B類疾病) 予防接種ガイドライン2023年度版	※9月上旬 発行予定 ()	× ¥ 140 (税込)	() 円	
送料 お申込部数が合計20部以上の場合、送料は当財団が負担します。合計部数が1部~4部の場合は「430」、5部~19部の場合は「1,410」と※欄に御記入ください。なお、送料を冊子の単価に含めることはできません。		1部~4部	¥ 430 (税込)	(※) 円	
		5部~19部	¥ 1,410 (税込)	(※) 円	
[2]	予防接種必携 令和5年度(2023)	※10月中旬 発行予定 ()	× ¥4,200 (税・送料込)	() 円	
※冊子発行後はお申込書受信から2週間前後でのお届けとなります。 ※見積書・納品書・請求書の伝票を冊子発送時に同梱します。				合計請求金額 () 円	

請求書等伝票について確認事項
■ (両冊子購入の方のみ)
※必ずどちらかお選びください。

※[1]と[2]を御購入の方は下記事項を御確認の上、御希望の方に✓を入れてください。
記入がない場合は下記 A の内容で同梱いたします。

- A. 請求書等は[1]と[2]分けずに、[1]発送時に同梱が良い。
 B. 請求書等は[1]と[2]それぞれに分け、各冊子発送時ごとに欲しい。

■ お届け先 ■ 事業所名:

ふりがな:

郵便番号:

所在地:

電話番号:

FAX番号:

担当課名:

担当者(ふりがな):

例: 宇佐美(うさみ)

振込時の名義: カタカナ:

■ 請求書の御指示事項 ■

請求書宛名	※20文字以内でお願いします。
その他	

■ 照会先 ■

公益財団法人予防接種リサーチセンター

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-1

<https://www.yoboseshu-rc.com>

☎ 03-6206-2113 FAX:03-5643-8300

公財滋健第102号
令和5年9月5日

滋賀県医師会長
県内郡市医師会長
滋賀県病院協会
滋賀県臨床検査技師会長
滋賀県細胞学会長

} 様

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長 山元 雅司
(公印省略)

令和5年度 子宮頸がん検診従事者講習会の開催について (通知)

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当財団の事業運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、がん検診従事者の資質向上を図ることを目的として、別添『令和5年度子宮頸がん検診従事者講習会開催要領』に基づき、標記講習会を開催します。

つきましては、本講習会の趣旨をご理解いただき貴台において子宮頸がん検診に従事されている細胞検査士・臨床検査技師・医師 等の方々にご周知いただくとともに、参加についてご配慮を賜りますようお願いいたします。

参加の申込みは、令和6年2月16日(金) (必着)までにメールに必要事項を入力いただき、当財団まで報告くださいますようお願いいたします。

なお、本講習会の開催につきましてご案内していただき、事業の推進につきまして格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

〒520-0834

大津市御殿浜6番28号

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 担当 藤野正晃

TEL 077-536-5210 FAX 077-536-5211

E-mail ganbukai@kenkou-shiga.or.jp

令和5年度 子宮頸がん検診従事者講習会(Zoom)開催要領

1 目的

子宮頸がん検診事業を円滑に推進するため、子宮頸がん領域 LBC の見方・とらえかたについて学ぶとともに、検診従事者の確保ならびに資質向上をめざして、子宮細胞診検査における判定困難例等の検討により細胞診検査の精度の統一を図ることを目的として講習会を開催する。

2 主催

滋賀県・公益財団法人滋賀県健康づくり財団(滋賀県がん検診精度管理事業事務局)
滋賀県がん検診検討会子宮頸がん部会

3 共催

滋賀県産科婦人科医会
滋賀県臨床細胞学会
公益社団法人滋賀県臨床検査技師会

4 対象者

子宮頸がん検診に従事している、もしくは従事される予定の医師・細胞検査士・臨床検査技師等、
子宮頸がん検診事業を担当する市町の保健師 等

5 開催日時および開催場所

令和6年2月24日(土)14:00～15:30 (受付開始 13:30)
Zoom(本部:滋賀県健康づくり財団小会議室)

6 プログラム内容および講師

挨拶 14:00～

滋賀県がん精度管理事業がん検診検討会子宮頸がん部会 部会長 高橋 健太郎

講演 14:05～14:35

演題:「令和4年度子宮頸がん検診実施状況」

講師:滋賀県がん精度管理事業がん検診検討会子宮頸がん部会 部会長 高橋 健太郎 先生

講演 14:35～15:30

演題:「当院におけるLBC(BDシュアパス)用手法による標本作成の紹介と

LBC 標本を用いたスライドカンファレンス」

講師:長浜赤十字病院 病理部 山内 盛正 先生

座長:滋賀県がん精度管理事業がん検診検討会子宮頸がん部会 部会長 高橋 健太郎

7 申し込み方法および参加費

E-mail(下記アドレス)へ事前申し込み (令和6年2月16日(金)必着)

メールアドレス : ganbukai@kenkou-shiga.or.jp

【送信内容】

題名:講習会名(子宮頸がん従事者講習会)

本文:①フリガナ ②氏名 ③所属名 ④職種

⑤JSC 番号 ⑥IAC 番号 (⑤⑥はお持ちの場合のみ)

⑦所属先郵便番号 ⑧所属先住所

⑨所属先電話番号 ⑩講習会(Zoom)参加メールアドレス

参加費無料

8 参加方法

Zoom 講習会に付、通信環境 600kbps(上り/下り)、カメラ付き PC(マイク、スピーカー)が必須です。

開催の1週間ほど前に Zoom ミーティングのメールをお送りしますので、お名前とメールアドレスを事前登録をお願いいたします。(詳細な参加方法は申込者へ連絡いたします。)

9 その他

日本医師会生涯教育制度指定講習会 1.0 単位(CC:7-1.0 単位)

(個人情報について)

- ・個人情報は財団が定める「個人情報の取り扱いについて※当財団ホームページにてご確認くださいことができます」に従って適切に管理し、この研修運営以外の目的に利用することはありません。
- ・お申し込みの際はメールアドレスをご確認いただき、送り間違いにご注意ください。

令和5年 9月 吉日

関係各位

滋賀県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会
会長 安藤 朗

令和5年度滋賀県肝炎医療従事者研修会について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび令和5年度滋賀県肝炎医療従事者研修会を下記の通り開催いたします。

本研修会は、滋賀県肝疾患診療連携拠点病院として肝疾患の正しい基礎知識の普及と啓蒙を目的に、県民に対して適切な肝炎医療が行えるよう医療に携わる者の知識向上を図るために計画いたしました。

つきましては、関係各部署の皆様へご案内いただき、多数のご参加を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時：令和5年11月18日（土） 午後1時30分～午後3時30分

場 所：WEB形式

テ ー マ：「肝炎治療の質的向上を目指して」

内 容：講演1「肝炎の薬物療法 ～導入から治療に至るまで～」

近江八幡市立総合医療センター 薬剤部 薬剤師 加藤 諭美

講演2「肝炎に対する栄養療法 ～病院管理栄養士の立場から～」

滋賀医科大学医学部附属病院 栄養治療部 主任管理栄養士 大井 彰子

講演3「最近の肝疾患診療について」

滋賀医科大学医学部附属病院 消化器内科 特任助教 新谷 修平

対 象：医師・看護師・薬剤師・保健師・管理栄養士等すべての医療従事者および医療関係者

申込方法：下記またはチラシ掲載の二次元コードより申込フォームにアクセスの上、お申し込み下さい。

【注意事項】・事前登録がないと、当日受講はできません。

- ・当日 Zoom にログインするアドレスをご入力ください。
- ・研修会当日は、事前登録アドレスからのみ Zoom にログイン可能となります。
- ・事前登録後に Zoom からの受付完了メールが届かない場合は、迷惑メール設定などをご確認ください。
- ・迷惑メール設定を変更しても受付メールが届かない場合は、下記の事務局までご連絡下さい。
- ・滋賀医科大学医学部附属病院（肝疾患相談窓口）のホームページからもお申込みいただけます。

申込締切日 令和5年11月10日（金）

※研修会前日までに事前登録アドレスへ資料及びアンケートを送信いたします。

※取得した個人情報については、参加登録の目的以外に使用することはありません。



<研修会事務局>

滋賀医科大学医学部附属病院 肝疾患相談支援センター 伊藤、岩西

TEL：077-548-2744 Mail：hqkankan@belle.shiga-med.ac.jp

令和5年度 滋賀県肝炎医療従事者研修会
肝炎治療の質的向上を目指して

総合司会 滋賀医科大学医学部附属病院 薬剤部 教授・部長 森田 真也

開会挨拶 滋賀県薬剤師会 副会長 柳本 さつき

講演1

「肝炎の薬物療法

～導入から治療に至るまで～」

近江八幡市立総合医療センター

薬剤部 薬剤師 加藤 諭美

講演2

「肝炎に対する栄養療法

～病院管理栄養士の立場から～」

滋賀医科大学医学部附属病院

栄養治療部 主任管理栄養士 大井 彰子

講演3

「最近の肝疾患診療について」

滋賀医科大学医学部附属病院

消化器内科 特任助教 新谷 修平

11/18

(土)

Web開催

13:30～15:30

参加
無料

【申込方法】参加をご希望の方は、事前登録が必要となりますので、下記二次元コードより申込フォームにアクセスの上、お申込みください。

- * 注意事項
- ・事前登録がないと、当日受講できません。
 - ・当日Zoomにログインするアドレスをご入力ください。
 - ・事前登録後にZoomからの受付完了メールが届かない場合は、迷惑メール設定などをご確認ください。
 - ・迷惑メール設定を変更しても受付メールが届かない場合は下記の事務局までご連絡下さい。
 - ・滋賀医科大学医学部附属病院(肝疾患相談窓口)のHPからもお申込みいただけます。



申込締切日 11月10日(金)

※取得した個人情報については、参加登録の目的以外に活用することはありません。

* 日本薬剤師研修センター (PECS) 受講単位 1単位

* 日医生涯教育指定講習会 (1.5単位) (カリキュラムコード: 1, 10)

主催：滋賀県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会・滋賀医科大学医学部附属病院

共催：滋賀県薬剤師会

後援：滋賀県病院薬剤師会・滋賀県医師会・滋賀県栄養士会・滋賀県看護協会・滋賀県 (順不同)

お申込み
お問合せ

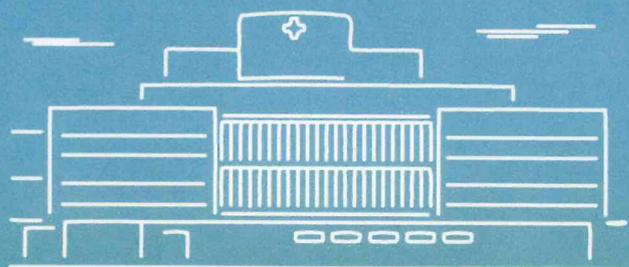
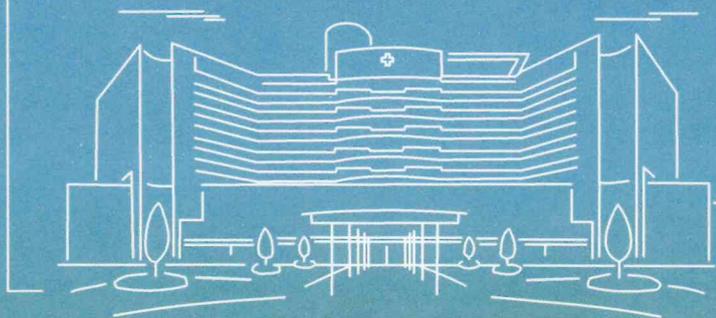


滋賀医科大学医学部附属病院 肝疾患相談支援センター

TEL : 077(548)2744 FAX:077(548)2815(平日9:00～17:00)

Mail : hqkankan@belle.shiga-med.ac.jp

第19回 社会医療法人誠光会と 地域医療従事者との交流会



日時 2023年 **11**月 **9**日 **木** 17:00~18:50
(16:30より受付開始)

会場 **クサツエストピアホテル 2F「瑞祥の間」**

滋賀県草津市西大路町4-32 TEL: 077-566-3333

第一部 開会の挨拶 北野 博也 社会医療法人誠光会 理事長

『淡海医療センターの実績報告』

森谷 季吉 社会医療法人誠光会 淡海医療センター 副院長

第二部 司会 北野 博也 社会医療法人誠光会 理事長

【特別講演】 17:10 ~ 18:00

『京都放火事件容疑者の広範囲熱傷治療

～容疑者と向き合うとはどういうことか?～』

上田 敬博 先生 鳥取大学医学部附属病院 高度救命救急センター 教授

【特別講演】 18:00 ~ 18:50

『救急集中治療の現場におけるエンドオブライフケア』

塩見 直人 先生 滋賀医科大学医学部医学科 救急集中治療医学講座 教授

懇親会 19:00 ~ 21:00

【開会の挨拶】 卜部 諭 社会医療法人誠光会 淡海医療センター 院長特別補佐

【乾杯のご発声】 新木 真一 先生 一般社団法人草津栗東医師会 会長

【閉会の挨拶】 水本 明良 社会医療法人誠光会 淡海医療センター 院長特別補佐

日本医師会生涯教育制度指定講習会 (1.5単位) CC12

お問い合わせ先

社会医療法人誠光会 淡海医療センター 地域連携課
TEL: 077-516-2511 FAX: 077-563-0057

主催 社会医療法人誠光会
後援 草津栗東医師会

『第 19 回 社会医療法人誠光会と地域医療従事者との交流会』

＜参加申込書＞

淡海医療センター地域連携課宛に FAX もしくは
メールにてお申し込みください

FAX : 077-563-0057

MAIL : h.kamitani@seikoukai-sc.or.jp

ご施設名			
ご芳名（ご役職）	（ ）	交流会	懇親会
ご芳名（ご役職）	（ ）	交流会	懇親会
ご芳名（ご役職）	（ ）	交流会	懇親会

※ご参加いただける会に○印をお願いいたします。

※会場調整の都合上、**10月20日（金）**までにご返送をお願いします。

お問い合わせ先

社会医療法人誠光会 淡海医療センター 地域連携課

TEL : 077-516-2511 FAX : 077-563-0057

令和5年度 滋賀県かかりつけ医うつ病対応力向上研修会
およびアルコール健康障害対応力向上研修会 開催要領

1. 趣 旨

滋賀県では平成21年度から令和3年度まで、かかりつけ医や産業医を対象に、うつ病診療の知識や技術、専門医療との連携方法等について、うつ病の早期発見・早期治療による自殺対策の一層の推進を図ることを目的にうつ病対応力向上研修会を開催してきました。

近年うつ病は、アルコール健康障害との関連性が高い疾患であることが取りあげられており、かかりつけ医や産業医が対応を迫られる事案が増えてきています。このことを受け、昨年度はアルコール健康障害への対応力向上も目的に加え研修会を開催しました。今年度もうつ病対応力向上およびアルコール健康障害対応力向上のための研修会を開催します。

2. 主 催 : 滋賀県立精神保健福祉センター、滋賀県立精神医療センター
一般社団法人 滋賀県医師会

3. 共 催 : 独立行政法人 労働者健康安全機構 滋賀産業保健総合支援センター

4. 対 象 者 : 滋賀県内で診療をされている医師
(定員の都合上、令和3年度・4年度に受講された方は対象外となります。ご了承ください。)

5. 研修会日程・会場等

(1) 研修会日程・会場

日 時	会 場	定員	申込締切日
令和5年11月3日(金・祝) 9:30 ~ 15:30 (受付9:00~)	滋賀県立精神保健福祉センター 研修室 (草津市笠山八丁目4-25)	40名	令和5年 10月2日(月)

(2) 内容

研 修 項 目	主な研修内容と講師
講義1 (9:30~10:30)	「かかりつけ医・産業医のための精神疾患の知識、薬の作用と副作用について」 講師：なかじまクリニック 院長 中島 聡 氏
休憩 (10:30~10:45)	
講義2 (10:45~11:45)	「産業保健とメンタルヘルス」～休復職の流れ～ 講師：古河AS株式会社 産業医 鹿田 潮 氏
休憩 (11:45~13:00)	
講義3 (13:00~15:00)	「アルコール依存症の治療と地域連携」 講師：精神医療センター 精神科部長 濱川 浩 氏 「滋賀県断酒同友会の紹介と体験談」 講師：滋賀県断酒同友会
修了証書交付、アンケート記入 (15:00~15:30)	

6. 参加申込方法

- ① 「参加希望」の旨、下記のアドレスあてメールでご連絡ください。

申込先：滋賀県立精神保健福祉センター（Mail：ec1003@pref.shiga.lg.jp）

- ② 申込先にメールが届き次第、参加申込書様式をメールで送付いたします。
- ③ 様式が届きましたら、必要事項を記載の上、メールでご返信ください。
- ④ 参加申込書を受理後、こちらより申込完了メールを送付いたします。

- ・ 定員は40名です。先着順に受付させていただき、定員になり次第締め切ります。
- ・ 1日通して参加が可能な方のみ、申込を受付けます。
- ・ 電話およびFAXでの申込は受付けておりません。

7. 申込期間

- ・ 令和5年9月1日（金）8時30分 ～ 令和5年10月2日（月）17時15分まで
- ・ 上記期間以外の申込はお受けすることができませんので、ご了承ください。

8. その他

- ・ 本研修会は、日本医師会生涯教育制度指定講習会4単位および日本医師会認定産業医制度産業医学研修4単位の対象となるよう申請中です。
- ・ 本研修会は、こころの連携指導料（I）の加算対象には該当いたしません。
- ・ 研修会当日は、マスクの着用をお願いします。
また、当日体調の悪い方についてはご参加を見合わせていただくよう、ご協力よろしく
お願いいたします。
- ・ 研修を修了された方には、修了証書を交付します。
また、研修修了者の名簿は本人の同意を得て、市町、保健所に提供します。
併せて、県ホームページに掲載し、県民への周知を図ります。
- ・ 本研修会を中止する場合は、申込者の方へ個別にご連絡いたします。

9. 問合せ先

滋賀県立精神保健福祉センター 【担当】山本、曾羽
〒525-0072 草津市笠山八丁目4-25
TEL 077(567)5010

令和5年9月21日

関係各位

滋賀県がん診療連携協議会
緩和ケア推進部会 部会長 花木 宏治
(公印省略)

世界ホスピス緩和ケアデー記念県民公開講座のご案内

平素は滋賀県がん診療連携協議会緩和ケア推進部会の運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会緩和ケア推進部会では、世界ホスピス緩和ケアデーを記念し、来る11月18日(土)に県民公開講座を下記のとおり開催いたします。

つきましては、関係者の方々に多数ご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。また、同封のチラシをご活用いただき、患者さんやご家族、医療関係者のみなさまに広くご案内いただけましたら幸甚に存じます。

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 名 称 | 世界ホスピス緩和ケアデー記念県民公開講座
誰でもどこでも平等に答えのない心の問題に向き合えるように
「ユニバーサル・ホスピスマインドをすべての人生のそばに」
講師：小澤 竹俊 先生 |
| 2. 日 時 | 令和5年11月18日(土) 14:00～(開場 13:30) |
| 3. 場 所 | 湖北文化ホール(長浜市湖北町速水 2745) |
| 4. 対 象 | 医療関係者および一般県民 |

以上

【連絡先】

市立長浜病院 がん対策推進室

Tel: 0749-68-2300(代)、FAX: 0749-65-1259

【主催】

滋賀県がん診療連携協議会 緩和ケア推進部会

事務局(滋賀県立総合病院 財務企画室)

Tel: 077-582-5031(代)、FAX: 077-582-5931

誰でもどこでも平等に 答えのない心の問題に向き合えるように

日時 2023年 11月18日(土)

開演14:00~(開場13:30~受付開始)

会場 湖北文化ホール 長浜市湖北町速水2745



14:00

【講演】ユニバーサル・ホスピスマインドをすべての人生のそばに

【講師】小澤 竹俊 先生 めぐみ在宅クリニック院長

15:00

【質疑応答】

日本医師会生涯学習制度の指定講演会 (CC:81 1.0単位)

講師略歴

- 1963年 東京生まれ。世の中で一番、苦しんでいる人のために働きたいと願い、医師を志す
- 1987年 東京慈恵会医科大学医学部医学科卒業
- 1991年 山形大学大学院医学研究科医学専攻博士課程修了
救命救急センター、農村医療に従事した後、94年より横浜甕生病院内科・ホスピス勤務
- 1996年 ホスピス病棟長となる
- 2006年 めぐみ在宅クリニックを開院、院長として現在に至る
「自分がホスピスで学んだことを伝えたい」との思いから、2000年より学校を中心に「いのちの授業」を展開。一般向けの講演も数多く行い、「ホスピスマインドの伝道師」として精力的な活動を続けている
- 2013年 人生の最終段階に対応できる人材育成プロジェクトを開始
- 2015年 有志と共にエンドオブライフ・ケア協会を設立
多死時代に向け、人生の最終段階の人に対応できる人材育成に努めている



どなたでもご参加いただけます
参加費**無料**・申込み**不要**
定員**200名**

主催:滋賀県がん診療連携協議会緩和ケア推進部会
 企画:市立長浜病院
 共催:特定非営利活動法人日本ホスピス緩和ケア協会
 後援:滋賀県・長浜市・滋賀県医師会・滋賀県薬剤師会
 滋賀県病院協会・滋賀県看護協会
 滋賀県がん患者団体連絡協議会

BIWA-TEKU (ピワテク) ポイント進呈対象イベント



ご来場までに
アプリ(無料)を
ダウンロード下さい



【アクセス】

- 国道8号線:『速水』の交差点で東方向に曲がる
- 北陸自動車道:『小谷城スマートIC』で降りる
- JR北陸本線:『河毛(かわけ)』駅で下車 徒歩10分
→徒歩で西に向かい、高時川を渡ってすぐ
→最初の信号を左折

お問合せ先 市立長浜病院 がん対策推進室
TEL 0749-68-2354(平日 9:00~17:00)

2023年9月

関係機関長 殿

日本医学会

第34回日本医学会公開フォーラムの開催について（案内）

本会では常時活動の一環として、市民を対象とした公開フォーラムを開催し、多くの方々に昨今の医学・医療をお伝えし交流に努めております。今回は別紙のとおり開催いたします。

つきましては、医療機関等では、診療待合室などにご掲示いただき、広く一般市民の方々にもご周知頂きますようお願い申し上げます。

また、その他の機関では、多くの方々の目に触れるような場所にご掲示頂きたくお願い申し上げます。

なお、ポスターとプログラムの掲示・配布をお願い申し上げますと共に、貴機関誌にもご掲載いただけますようご高配のほどお願い申し上げます。

日本医学会 TEL03-3946-2121 (代)
内線 4260~61
Fax03-3942-6517 (代)

女性医療を取り巻く課題

総合司会 **加藤 聖子** (日本産科婦人科学会理事長/九州大学大学院医学研究院生殖病態生理学分野教授)
水主川 純 (東京女子医科大学産婦人科学講座産科学分野教授・基幹分野長)

13:00 開会の挨拶

13:05 序論『セクシャル・リプロダクティブヘルス/ライツ普及推進宣言』

加藤 聖子 (日本産科婦人科学会理事長/九州大学大学院医学研究院生殖病態生理学分野教授)

13:15 世界のセクシャル・リプロダクティブヘルス/ライツから見た人工妊娠中絶問題

木村 正 (日本医学会幹事/大阪大学大学院医学系研究科産科学婦人科学講座教授)

13:45 生殖医療に関する倫理的課題—公的プラットフォーム設立の必要性

鈴木 直 (聖マリアンナ医科大学産婦人科学主任教授)

14:15 プレコンセプションケア：母性内科の立場から

村島 温子 (国立成育医療研究センター妊娠と薬情報センター長/日本母性内科学会理事長)

14:45 プレコンセプションケア：産婦人科の立場から

水主川 純 (東京女子医科大学産婦人科学講座産科学分野教授・基幹分野長)

15:15 周産期医療の現状と課題

田中 守 (慶應義塾大学医学部産婦人科教授)

15:45 休憩

16:00 総合討論

(司会) 加藤 聖子、水主川 純

17:00 閉会の挨拶

磯 博康 (日本医学会副会長)

17:05 終了

入場無料
事前登録制

2023年

日時 **11月25日** 土

開始時間 13:00

終了時間 17:05

場所

日本医師会館 大講堂

〒113-8621 文京区本駒込2-28-16 TEL:03-3946-2121(代)

主催 日本医学会

後援 日本医師会 NHK 読売新聞社

組織委員 加藤 聖子 (日本産科婦人科学会理事長/九州大学大学院医学研究院生殖病態生理学分野教授)

水主川 純 (東京女子医科大学産婦人科学講座産科学分野教授・基幹分野長)

参加費 無料 出席者は討論に参加できます。

参加方法 <3方法>: FAX送信・郵便はがき・日本医学会ホームページ登録

申込時の必要項目: 氏名・ふりがな、住所、電話、参加者区分 (①医師、

②メディカルスタッフ、③製薬関係、④報道関係、⑤その他 のいずれかを明記)

※氏名、住所等の個人情報は、入場券の送付に使用させていただきます。第三者に提供することはありません。

※QRコード対応機種は右のQRコードより簡単に申込できます。

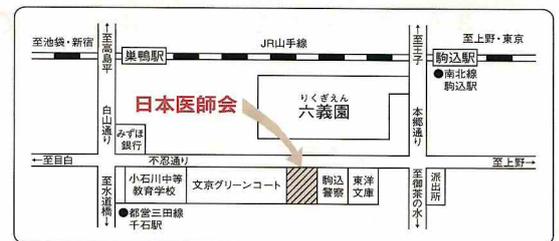
入場券 参加申し込み後、10日以内に本会より送付します。

締め切り: 先着250名(250名に達した場合には、入場券は送付いたしません)

問い合わせ先: 日本医学会 〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 日本医師会館内

TEL:03-3946-2121(代) FAX:03-3942-6517

URL: <https://jams.med.or.jp/>



- JR山手線「駒込駅」南口より徒歩約10分
- 東京メトロ南北線「駒込駅」出口2より徒歩約10分
- 都営地下鉄三田線「千石駅」A3出口より徒歩約5分

日本医師会生涯教育制度(ただし、医師のみ)

本フォーラムでは、生涯教育制度のカリキュラムコード71(流・早産および満期産)と3.5単位が付与されます。生涯教育制度の単位等を希望する医師の方は、参加申込の際に医籍登録番号、所属都市区医師会名をご記入下さい。記入がない場合、単位等の付与は行いません。

日本医学会



日本医学会創立120周年記念サイト

式典・シンポジウムのオンデマンド配信はこちらから



「女性医療を取り巻く課題」

参加申込書

参加方法 FAX送信、郵便はがき、日本医学会ホームページ登録のうち、いずれかの方法(下記参照)でお申し込み下さい。

入場券 参加申し込み後、10日以内に本会より送付します。

締め切り 先着250名(250名に達した場合には、入場券は送付いたしませんので、あしからずご了承のほど、お願い申し上げます)

参加費 無料

*参加希望者のご氏名・ご住所等の個人情報は、入場券の送付に使用させていただきます。第三者に提供することはありません。

*車での来館はご遠慮下さい。駐車できません。

日本医師会生涯教育制度 (ただし、医師のみ)

本フォーラムでは、生涯教育制度のカリキュラムコード71(流・早産および満期産)と3.5単位が付与されます。生涯教育制度の単位等を希望する医師の方は、参加申込の際に医籍登録番号、所属郡市区医師会名をご記入下さい。記入がない場合、単位等の付与は行いません。

FAX送信の場合 この申込書に記入の上、矢印の方向にご送信下さい。

(ふりがな) 氏名			
住所	〒	電話	— —
参加者区分	[該当する箇所に○印を付けて下さい。] ①医師 ②メディカルスタッフ ③製薬関係 ④報道関係 ⑤その他		
生涯教育制度の単位等を希望する医師の方のみご記入下さい。	[どちらかに✓印を付けて下さい。] <input type="checkbox"/> 単位を希望する → 医籍登録番号： _____ <input type="checkbox"/> 単位を希望しない → 所属郡市区医師会名： _____ 医師会		

郵便はがきの場合

下記要領をはがき(往復はがき不要)に記して、日本医学会までご送付下さい。

第34回
日本医学会公開フォーラム
参加希望

(ふりがな)

氏名:

住所: 〒

電話:

参加者区分:

- ①医師 ②メディカルスタッフ
③製薬関係 ④報道関係 ⑤その他
のいずれかを明記下さい。

生涯教育の単位等を希望する医師の方のみ
以下をご記入下さい。:

医籍登録番号: _____

所属郡市区医師会名: _____ 医師会

日本医学会ホームページ登録の場合

日本医学会のホームページ(<https://jams.med.or.jp/>)の「公開フォーラム」の項から、参加申し込みできます。QRコード対応機種は下のQRコードより簡単にアクセスできます。



お問い合わせ先

日本医学会

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 日本医師会館内
電話: 03-3946-2121(代) FAX: 03-3942-6517

講演会・研修会等のご案内

第12回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	
9月26日(火) 14:30～15:30	令和5年度死体検案研修会 (近江八幡市蒲生郡医師会)	G-NETしが男女共同参画 センター 近江八幡市鷹飼町80-4	テーマ「正しい死亡診断ー過去の事例を踏まえてー」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
9月27日(水) 14:00～15:00	令和5年度死体検案研修会 (彦根医師会)	彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター 彦根市八坂町1900-4	テーマ「正しい死亡診断ー過去の事例を踏まえてー」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
9月28日(木) 15:00～16:00	令和5年度死体検案研修会 (東近江医師会)	東近江地域医療支援セン ター 東近江市中小路町483-4	テーマ「正しい死亡診断ー過去の事例を踏まえてー」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★ 9月28日(木) 15:00～16:00	第1回小児救急医療地域医師研修 会(大津市医師会)	琵琶湖ホテル 2階 ローズ 大津市浜町2-40	テーマ「見落としてはいけない子どもの症状」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 美馬 隆宏 先生	滋賀県 医師会	会報9月号で案内	日医生涯教育制度: (申請予定)
10月1日(日) 13:00～17:30	第3回産業医研修会	ニプロiMEP ニプロホール 草津市野路町3023	1.「事例に見るメンタルヘルスの実際」 南草津坂本診療所 院長 坂本 暢典 先生 2.「化学物質管理に関する法改正に関連して産業医が抑えておきたいポイント」 京都工場保健会 磯島 康史 先生 3.「産業医が知って活用できる労働衛生教育」 和歌山県立医科大学保健看護学部 教授 森岡 郁晴 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報8月号・FAXにて案 内	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 後期4.5単位 生涯 専門4.5単位 (申請中)
10月12日(木) 15:00～16:30	第92回学校保健学校医研修会	ピアザ淡海 県立県民交流 センター 大津市におの浜1-1-20	「HPVワクチン接種の意義」 滋賀県医師会 副会長 高橋 健太郎 先生	滋賀県 医師会	学校保健担当 会報8月号・FAXにて案 内	日医生涯教育制度: (申請予定)
10月22日(日) 13:00～17:30	第4回産業医研修会	ウイングプラザ 4階E研修室 栗東市糺2-4-5	1.「職域メンタルヘルス対応の新しい切り口」 日本製鉄株式会社 和歌山製鉄所 安全環境防災部 安全健康室 岩根 幹能 先生 2.「メンタルヘルス不調からの復職について 主にリワークを中心に」 湖南クリニック 院長 檜林 理一郎 先生 3.「産業医活動関連法改正と通達 平成30～令和4年度」 一般財団法人近畿健康管理センター 理事長 木村 隆 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報8月号・FAXにて案 内	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 後期4.5単位 生涯 専門3.0単位 更新1.5単位 (申請中)
10月26日(木) 14:00～15:00	令和5年度死体検案研修会 (守山野洲医師会)	守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「正しい死亡診断ー過去の事例を踏まえてー」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★ 10月26日(木) 15:00～16:00	第2回小児救急医療地域医師研修 会(東近江医師会)	東近江地域医療支援セン ター 東近江市中小路町483-4	テーマ「見落としてはいけない子どもの症状」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 伊藤 英介 先生	滋賀県 医師会	小児救急担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度: (申請予定)
★ 10月28日(木) 16:00～17:00	第3回小児救急医療地域医師研修 会(甲賀湖南医師会)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「見落としてはいけない子どもの症状」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 田中 直人 先生	滋賀県 医師会	小児救急担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度: (申請予定)
★ 11月5日(日) 14:30～18:00	第39回滋賀医学会総会 (Web配信併用)	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃 大津市浜町2-40	テーマ「超高齢社会における医療の新展開」 講演 ①「「認知症」のない世界ー認知症基本法成立をうけてー」 市立野洲病院 院長 福山 秀直 先生 ②「ロコモを如何に防ぐか 骨粗鬆の早期予防を含めて」 滋賀医科大学整形外科学講座 教授 今井 晋二 先生 ③「フレイル予防を目指した内科的アプローチを考える」 国立長寿医療研究センター 理事長 荒井 秀典 先生	滋賀県 医師会	生涯教育担当 FAXにて案内予定	日医生涯教育制度: CC:19-1単位 CC:29-1単位 CC:77-1単位 日本内科学会認定総合内 科専門医認定更新:2単位
★ 11月18日(土) 15:00～17:20	滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医 会 共催 スポーツ医研修会(秋期 滋賀県スポーツ医会勉強会)	ウイングプラザ 4階E研修室 栗東市糺2-4-5	講演 ①「フルマラソン、トライアスロン、山岳レースの救護経験から」 京都府立医科大学 救急医療学教室 太田 凡 先生 ②「フルマラソン等のスポーツ現場における医療行為の法的責任について」 おおみ法律事務所 弁護士 桂 充弘 先生	滋賀県 医師会	スポーツ医担当 会報9月号で案内	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定健康スポーツ医 制度:再研修会2単位(申 請中)
12月21日(木) 15:00～16:00	令和5年度死体検案研修会 (大津市医師会)	琵琶湖ホテル 大津市浜町2-40	テーマ「正しい死亡診断ー過去の事例を踏まえてー」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位

★ 新規

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	
令和6年1月25日(木) 14:00～15:00	令和5年度死体検案研修会 (甲賀湖南医師会)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「正しい死亡診断－過去の事例を踏まえて－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
令和6年2月22日(木) 15:30～16:30	令和5年度死体検案研修会 (湖北医師会)	北ビワコホテルグライツィエ 長浜市港町4-17	テーマ「正しい死亡診断－過去の事例を踏まえて－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位

・ 9 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年9月14日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 9/15 (金)	人口減少を見据えた未来と幸せが続く滋賀推進協議会	10:00 AM (~12:00 PM)	県庁東館 7階 大会議室 もしくはZoom	県	
R5/ 9/19 (火)	第1回診療報酬改定に関する都道府県医師会会長会議	1:00 PM (~ 1:30 PM)	WEB	日医	★
R5/ 9/20 (水)	第13回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室→3F会議室	県医師会	
R5/ 9/20 (水)	医師会組織強化に係る日医担当役員との面会	3:15 PM (~ 4:00 PM)	3F会議室 応接室(控室)	日医	★
R5/ 9/21 (木)	日本医師会第4回国際保健検討委員会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会館503会議室	日医	★
R5/ 9/25 (月)	第2回看護職員等確保対策推進協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	環びわ湖大学・地域コンソーシアム セミナー室	県	★
R5/ 9/26 (火)	滋賀県運営適正化委員会 第3回苦情解決合議体・全体委員会	1:30 PM (~ 4:00 PM)	県立長寿社会福祉センター 1階 第1教室	その他	★
R5/ 9/26 (火)	令和5年度 死体検案研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	G-NETしが 男女共同参画センター	県医師会	
R5/ 9/26 (火)	令和5年度 第1回びわこリハビリテーション専門職大学 教育課程連携協議会	3:00 PM (~ 4:30 PM)	Zoomによるオンライン開催	その他	★
R5/ 9/27 (水)	令和5年度 死体検案研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	くすのきセンター	県医師会	
R5/ 9/28 (木)	令和5年度地域エコチル調査運営協議会	2:00 PM (~ 3:00 PM)	キャンパスプラザ京都 2階第1会議室	その他	
R5/ 9/28 (木)	小児救急医療地域医師研修会(大津市医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	琵琶ホテル ローズ	県医師会	
R5/ 9/28 (木)	令和5年度 死体検案研修会(東近江医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	
R5/ 9/28 (木)	中絶審査	3:30 PM (~ 4:30 PM)	応接室	県医師会	★
R5/ 9/29 (金)	社会福祉法人びわこ学園 令和5年度第2回評議員会	1:30 PM (~ 3:30 PM)	びわこ学園医療福祉センター野洲 地域交流スペース会議室	その他	★
R5/10/ 1 (日)	第3回産業医研修会	1:00 PM (~ 5:30 PM)	ニプロiMEP ニプロホール 草津市野路町3023	県医師会	
R5/10/ 2 (月)	第1回滋賀県医療審議会医療費適正化計画部会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県大津合同庁舎7階 7-D会議室	県	★
R5/10/ 3 (火)	第2回滋賀県母子保健推進会議	6:00 PM (~ 8:00 PM)	県庁7階大会議室	県	★
R5/10/ 5 (木)	滋賀県ナースセンター事業運営委員会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県看護研修センター	関連団体	★
R5/10/ 5 (木)	第7回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/10/ 5 (木)	近畿予研・メディック等検査健診機関との懇談会(第41回医師会・検査機関・健診機関 定例懇談会)	6:00 PM (~ 8:00 PM)	琵琶湖ホテル「オレンジ・ブラウン」	県医師会	★
R5/10/ 6 (金)	第1回会費検討委員会(web開催)	2:00 PM (~)	3階会議室	県医師会	★
R5/10/ 6 (金)	令和5年度都道府県医師会母体保護担当理事連絡協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	日本医師会館小講堂・ホール	日医	★
R5/10/ 6 (金)	第4回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
R5/10/ 7 (土)	全国医師国民健康保険組合連合会第61回全体協議会	10:00 AM (~)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	関連団体	
R5/10/ 7 (土)	令和5年度全国医師会勤務医部会連絡協議会	10:00 AM (~)	ホテル青森	日医	
R5/10/ 7 (土)	第3回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	梅田スカイビル タワーウエスト22階 E会議室	近医連	
R5/10/10 (火)	第1回滋賀県長寿医療運営懇話会	2:00 PM (~)	県厚生会館 3階 会議室	関連団体	★

・ 10 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年9月14日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/10/11 (水)	第14回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/10/12 (木)	第92回学校保健学校医研修会(県立学校医と学校保健安全研究部会との合同懇談会は中止)	3:00 PM (~ 4:30 PM)	ピアザ淡海 大会議室、305	県医師会	
R5/10/12 (木)	滋賀県循環器病対策検討会 第2回脳血管疾患領域検討部会(ハイブリッド開催)	6:00 PM (~ 8:00 PM)	県庁北新館 5階 5-F会議室 もしくは Zoom参加	県	★
R5/10/14 (土)	近医連学校医研究協議会第1回理事会	2:30 PM (~)	ホテルグランヴィア大阪 名庭 A	近医連	
R5/10/15 (日)	令和5年度近畿府県合同防災訓練(滋賀県総合防災訓練)	8:30 AM (~12:00 PM)	大津市内(主会場:大津市生涯学習センター)	県	
R5/10/15 (日)	令和5年度滋賀県総合防災訓練における検視・検案および家族対応訓練	9:00 AM (~11:00 AM)	滋賀大学教育学部附属小学校 体育館	県医師会	★
R5/10/17 (火)	第2回診療報酬改定に関する都道府県医師会長会議	1:00 PM (~ 1:30 PM)	日本医師会	日医	★
R5/10/17 (火)	第2回都道府県医師会長会議	2:20 PM (~ 4:20 PM)	日本医師会	日医	
R5/10/17 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R5/10/18 (水)	児童虐待防止キャラバン隊へ	9:45 AM (~ 3:20 PM)	各市町村	県	★
R5/10/19 (木)	第44回産業保健活動推進全国会議(Web開催)	1:00 PM (~ 5:00 PM)	応接室	日医	★
R5/10/19 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/10/20 (金)	無戸籍者支援関係団体・機関等連絡協議会	1:30 PM (~ 3:00 PM)	大津地方法務局会議室 (大津びわ湖合同庁舎3階)	県	★
R5/10/21 (土)	第73回全国医師会医療秘書学院連絡協議会定例総会	4:00 PM (~ 8:00 PM)	ザ・グランユアーズフクイ	日医	
R5/10/22 (日)	第4回産業医研修会	1:00 PM (~ 5:30 PM)	ウイングプラザ E会議室	県医師会	
R5/10/24 (火)	中絶審査	1:00 PM (~ 4:00 PM)	応接室	県医師会	★
R5/10/25 (水)	第15回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/10/25 (水)	勤務医活動検討委員会	4:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/10/26 (木)	令和5年度 全国学校保健・安全研究大会1日目	11:30 AM (~ 3:30 PM)	神戸文化ホール・神戸市立中央体育館	国	
R5/10/26 (木)	令和5年度 死体検案研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	守山市すこやかセンター	県医師会	
R5/10/26 (木)	滋賀県たばこ対策推進会議	2:30 PM (~ 4:45 PM)	県庁 東館 7階 大会議室	県	★
R5/10/26 (木)	小児救急医療地域医師研修会(東近江医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	
R5/10/26 (木)	滋賀県循環器病対策検討会 第1回心疾患領域検討部会(ハイブリッド開催)	6:00 PM (~ 8:00 PM)	県庁本館 4階 4A会議室 もしくは Zoom参加	県	★
R5/10/27 (金)	令和5年度 全国学校保健・安全研究大会1日目	9:30 AM (~ 4:00 PM)	神戸文化ホール・神戸市立中央体育館	国	
R5/10/27 (金)	第54回全国学校保健・学校医大会「会長招宴」	7:00 PM (~)	神戸ポートピアホテル本館29階	日医	★
R5/10/28 (土)	第54回全国学校保健・学校医大会	10:00 AM (~ 6:00 PM)	神戸ポートピアホテル	日医	
R5/10/28 (土)	小児救急医療地域医師研修会(甲賀湖南医師会)	4:00 PM (~ 5:00 PM)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256番地	県医師会	
R5/10/29 (日)	医学生・研修医等をサポートするための会	10:00 AM (~12:00 PM)	滋賀医科大学 臨床講義室2	県医師会	

・ 11 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年9月14日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/11/1(水)	日本医師会設立76周年記念式典並びに医学大会	11:00 AM (~ 1:30 PM)	日本医師会	日医	★
R5/11/1(水)	第2回滋賀県がん対策推進協議会 (ハイブリッド開催)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県庁周辺にて調整中 もしくは Zoom参加	県	★
R5/11/5(日)	第39回滋賀医学会総会	(~)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R5/11/5(日)	第55回滋賀県国保地域医療学会	10:00 AM (~ 4:30 PM)	ピアザ淡海 3階 大会議室	関連団体	
R5/11/6(月)	SATOCO設立10周年記念イベント	1:00 PM (~ 3:00 PM)	滋賀県警察本部10階会議室	関連団体	★
R5/11/6(月)	滋賀県多職種連携学会研究大会 第2回実行委員会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	Zoomによるオンライン	関連団体	★
R5/11/6(月)	第3回滋賀県高齢化対策審議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県危機管理センター(予定)	県	
R5/11/7(火)	第8回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/11/7(火)	第2回滋賀県医療審議会医療費適正化計画部会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	(県庁周辺)	県	★
R5/11/8(水)	令和5年度災害時小児周産期リエゾン養成研修 技能維持研修	9:30 AM (~ 4:30 PM)	大阪府立国際会議場	その他	
R5/11/8(水)	第16回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/11/9(木)	令和5年度公衆衛生事業功労者理事長表彰審査委員会	2:00 PM (~)	滋賀県危機管理センター 1階 会議室3	関連団体	★
R5/11/9(木)	令和5年度第2回滋賀県「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議	2:30 PM (~ 4:30 PM)	県庁新館 7階 大会議室 もしくはZoom	県	★
R5/11/10(金)	第5回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
R5/11/11(土)	女性医師支援・ドクターバンク連携 近畿ブロック会議	4:00 PM (~)	琵琶湖ホテル	日医	
R5/11/14(火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R5/11/16(木)	2023年度防災訓練(北海道・千島海溝地震津波災害訓練:災害時情報通信訓練)	1:00 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会 (Web対応:会議室)	日医	★
R5/11/16(木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海(予定)	県医師会	
R5/11/16(木)	令和5年度 滋賀県腎臓検診検討会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	県庁本館4A会議室	県	★
R5/11/16(木)	令和5年度(第40回)滋賀県病院協会・滋賀県医師会連絡協議会	4:30 PM (~)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	関連団体	
R5/11/18(土)	近医連医療安全担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	ホテルグランヴィア大阪 20F「鳳凰」	近医連	
R5/11/18(土)	第86回労働衛生研究会(滋賀県産業医会主催)	3:00 PM (~ 5:00 PM)	ピアザ淡海305会議室	関連団体	
R5/11/18(土)	スポーツ医研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医会共催)(秋期滋賀県スポーツ医会勉強会)	3:00 PM (~ 6:00 PM)	ウイングプラザ E会議室	県医師会	
R5/11/20(月)	恩賜財団滋賀県済生会 第3回支部理事会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	★
R5/11/21(火)	第3回診療報酬改定に関する都道府県医師会会長会議	11:30 AM (~12:00 PM)	WEB	日医	★
R5/11/22(水)	第17回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/11/23(木)	令和5年度 在宅医療セミナー	10:00 AM (~ 5:00 PM)	滋賀県庁新館7階 大会議室(大津市京町4-1-1)	県/県医師会	
R5/11/24(金)	中絶審査	3:00 PM (~ 4:00 PM)	応接室	県医師会	★

・ 11 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年9月14日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/11/29 (水)	小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター)3F	県医師会	
R5/11/30 (木)	医療機関従事者研修会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	栗東芸術文化会館さくら 中ホール	県医師会	
R5/11/30 (木)	令和5年度 滋賀県心臓検診検討会	2:30 PM (~ 5:00 PM)	県庁	県	★
R5/12/2 (土)	第4回近医連保険担当理事連絡協議会	3:15 PM (~ 4:30 PM)	クサツエストピアホテル	近医連	
R5/12/7 (木)	第225回臨時代議員会	3:00 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃	県医師会	★
R5/12/7 (木)	令和5年度 表彰式	4:15 PM (~ 4:45 PM)	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃	県医師会	★
R5/12/7 (木)	受章者顕彰会	5:00 PM (~)	琵琶湖ホテル	県医師会	★
R5/12/8 (金)	第9回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/12/10 (日)	死生懇話会~サロン④~	1:30 PM (~ 4:00 PM)	草津市内にて調整中	県	
R5/12/12 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R5/12/14 (木)	都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会	2:00 PM (~ 3:30 PM)	日本医師会 小講堂 (TV会議:理事室)	日医	★
R5/12/14 (木)	滋賀県と三師会との協議会	5:00 PM (~)	琵琶湖ホテル「瑠璃」	県三師会	
R5/12/16 (土)	WATCH in Shiga 2023(予定)	2:00 PM (~ 7:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	県医師会	
R5/12/16 (土)	令和5年度 近医連災害時支援協定書に基づく訓練事前打合せ会)	3:00 PM (~)	梅田スカイビルタワーウエスト E-1会議室	近医連	
R5/12/20 (水)	第18回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/12/21 (木)	滋賀県看護協会訪問看護支援センター 令和5年度 第1回運営委員会	10:00 AM (~12:00 PM)	滋賀県看護研修センター もしくはオンライン	関連団体	★
R5/12/21 (木)	小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会)(予定)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	すこやかセンター3階 講習室	県医師会	
R5/12/21 (木)	令和5年度 死体検案研修会(大津市医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル 3F瑠璃	県医師会	
R5/12/21 (木)	小児救急医療地域医師研修会(湖北医師会)(予定)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	県医師会	
R5/12/22 (金)	小児救急医療地域医師研修会(高島市医師会)(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	ウエストレイクホテル可以登楼 高島市安曇川町中央2-1-6	県医師会	
R5/12/26 (火)	小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	近江八幡地域医療支援センター内 多目的室	県医師会	
R6/1/11 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R6/1/16 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R6/1/17 (水)	第19回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/1/18 (木)	(予定)滋賀医学編集委員会(Web併用)	4:00 PM (~)	3階会議室	県医師会	★
R6/1/20 (土)	第54回近畿地区医師会共同利用施設連絡協議会	2:30 PM (~ 5:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	近医連	
R6/1/21 (日)	(予定)日医かかりつけ医機能研修制度 令和2年度 応用研修会(動画講習)	10:00 AM (~ 5:50 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	県医師会	★
R6/1/25 (木)	令和5年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	

R6 1 月 以 降 行 事 予 定 表

(令和5年9月14日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R6/ 1/27 (土)	小児救急医療地域医師研修会(草津栗東医師会) (予定)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	市民総合交流センター(キラリエ草津) 5階	県医師会	
R6/ 2/ 2 (金)	第7回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
R6/ 2/ 3 (土)	第5回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	梅田スカイビル タワーウエスト 22階 E会議室	近医連	
R6/ 2/ 4 (日)	第44回日本医師会医療秘書認定試験	1:00 PM (~ 3:00 PM)	滋賀短期大学	日医	★
R6/ 2/ 7 (水)	第20回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 2/ 8 (木)	医療安全管理研修会(医療事故未然防止研修会)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	栗東芸術文化会館さくら 中ホール	県医師会	
R6/ 2/10 (土)	近医連産業保健担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビルタワーウエスト E-1会議室	近医連	
R6/ 2/13 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R6/ 2/15 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R6/ 2/17 (土)	部落解放研究第31回滋賀県集会	10:00 AM (~ 4:00 PM)	滋賀県立文化産業交流会	その他	
R6/ 2/18 (日)	第72回近医連学校医研究協議会総会・第2回理事会(予定)	1:00 PM (~ 4:10 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	近医連	
R6/ 2/21 (水)	第21回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 2/22 (木)	令和5年度 死体検案研修会(湖北医師会)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	北ビワコホテルグラツィエ	県医師会	
R6/ 3/ 2 (土)	令和5年 近医連救急災害医療担当理事連絡協議会(近医連災害時等協定書に基づく訓練検証会)	(~)	ホテルグランヴィア大阪	近医連	
R6/ 3/ 6 (水)	第22回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 3/ 8 (金)	第8回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
R6/ 3/ 8 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
R6/ 3/14 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R6/ 3/19 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R6/ 3/27 (水)	第23回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 3/31 (日)	第155回日本医師会臨時代議員会	9:30 AM (~)	日本医師会	日医	★
R6/ 4/12 (金)	第9回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
R6/ 5/10 (金)	第10回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
R6/ 5/31 (金)	第11回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
R6/ 5/31 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
R6/ 6/ 1 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	梅田スカイビル タワーウエスト 22階 E会議室	近医連	

参加
無料

総務資料 16

湖国とともに、
世界に羽ばたく
医療のあゆみ半世紀、
さらなる飛躍へ

50th
滋賀医科大学

資料

50年の“ありがとう”の気持ちを込めて、あなたの街にお届けします

開学50周年記念
市民公開講座

滋賀医大

おうみ巡回 講演会

～これまでの50年、これからの50年～

第3回

2024年

地域包括ケア

5/18(土)

人生の幸せな最期(さいご)
をむかえるために

藤樹の里文化芸術会館 ホール
(高島市安曇川町上小川106) [予定]

第2回

2024年

難病・認知症

2/3(土)

脳の神秘を解き明かし、
100年生き生き健康脳!

長浜文化芸術会館 大ホール
(長浜市大島町37番地)

第4回

2024年

がん・新型コロナ
(新興感染症)

8/3(土)

～知って備える
「感染症パンデミックと癌」～

大津市民会館 大ホール
(大津市島の関14-1)

第1回

2023年

生活習慣病

11/19(日)

これからの生活習慣病
～健康で楽しく長生きを～

滋賀県立男女共同参画センター
G-NETしが 大ホール (近江八幡市鷹飼町80-4)



本学教授陣が講演に伺います。ぜひお越しください。

皆さまに支えられ、滋賀医科大学は2024年10月に開学50周年を迎えます。
これまで支えてくださった皆さまへ直接感謝の気持ちをお伝えしたい、そして、本学が歩んできた歴史、これ
からも続く我々の使命についてお伝えしたいと思い、滋賀県内4箇所・計4回の市民公開講座を開催します。

詳しくは
こちら!



滋賀医大おうみ巡回講演会

～これまでの50年、これからの50年～

質問やご意見もあわせて
お寄せください！

各講演後に皆さまの質問にお答え
します。会場で質問を紹介された
方にはプレゼントを差し上げます。

留意
事項

- ・先着順で定員になり次第、締め切りとさせていただきます。
- ・席に余裕がある場合に限り、当日参加をお受け致します。
- ・定員超過などでお断りする場合がございます。
(お申し込み後、1週間以内に本学から連絡がなければ受講決定となります)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、会場でマスクの着用をお願いすることがあります。

お申し込み方法



申込フォーム
から登録

下記URLにアクセスいただくか、右のQRコードを携帯電話・スマートフォンで
読み取りアクセスしてください
<https://forms.gle/g81jbumRuh4GVMJP7>



郵送による
申込

下部申込用紙枠内に必要事項を明記のうえ、この紙を封筒に入れて郵送してください
(この紙のコピーや、必要事項を明記いただいたハガキ等による申込も可)
郵送先：〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
国立大学法人滋賀医科大学 総務企画課総務係 宛



FAXによる
申込

下部申込用紙枠内に必要事項を明記のうえ、この面をFAXでお送りください
FAX番号：077-543-8659

各回とも、50周年を記念する
基調講演を予定しています。



申込用紙

※希望する講演に「参加者数」をご記入ください。

※一度にお申込みできるのは10名までです。11名以上の場合は分けてお申込みください。

参加者数	実施日時	内容／講師／会場	申込締切 (定員)
名	2023年 11月19日(日) 14:00 16:00	第1回 これからの生活習慣病 ～健康で楽しく長生きを～ ●「生活習慣病はどうして体に悪いの? -基礎医学からのアプローチ-」: 扇田 久和 教授 (生化学・分子生物学講座) ●「超高齢社会を見据えた生活習慣病の管理」: 久米 真司 教授 (内科学講座) 【会場】 滋賀県立男女共同参画センター G-NETしが 大ホール (近江八幡市鷹飼町80-4)	2023年 11月6日(月) (定員500名)
名	2024年 2月3日(土) 14:00 16:00	第2回 脳の神秘を解き明かし、100年生き生き健康脳! ●「脳の謎解き -認知症は克服できるのか-」: 西村 正樹 教授 (神経難病研究センター) ●「脳の謎解き -変わりゆく神経難病の「難」の意味-」: 漆谷 真 教授 (内科学講座) 【会場】 長浜文化芸術会館 大ホール (長浜市大島町37番地)	2024年 1月22日(月) (定員456名)
名	2024年 5月18日(土) 14:00 16:00	第3回 人生の幸せな最期(さいご)をむかえるために ●「人生の最期はいまどうなっているか -どこで最期を迎えているか-」: 伊藤 美樹子 教授 (公衆衛生看護学講座) ●「救急医が考える幸せなエンド・オブ・ライフ」: 塩見 直人 教授 (救急集中治療医学講座) 【会場】 藤樹の里文化芸術会館 ホール (高島市安曇川町上小川106) [予定]	2024年 5月7日(火) (定員450名[予定])
名	2024年 8月3日(土) 14:00 17:10	第4回 ～知って備える「感染症パンデミックと癌」～ ●「新型コロナとは何だったのか?」: 中野 恭幸 教授 (内科学講座) ●「パンデミックはまた来るのか?」: 伊藤 靖 教授 (病理学講座) ●「がんの解明と治療開発の展望: iPS細胞を使ってがんを治せるか?」: 縣 保年 教授 (生化学・分子生物学講座) ●「がんの解明と治療開発の展望: がん克服に向けた最新ゲノム医療の今とこれから」: 醍醐 弥太郎 教授 (臨床腫瘍学講座) 【会場】 大津市民会館 大ホール (大津市島の関14-1)	2024年 7月22日(月) (定員1,300名)

当日は、各講演会前に楽しいイベントを実施予定です。ぜひお早めにご来場ください。(※詳細は特設サイトをご覧ください)

お申込者氏名		質問 ご意見
電話番号	- -	
住所	〒	

開学50周年記念
市民公開講座

滋賀 医大 おうみ巡回講演会

50年の“ありがとう”の
気持ちを込めて、
あなたの街にお届けします

～これまでの50年、これからの50年～

第2回 2024年 2/3 日

第3回 2024年 5/18 日

第4回 2024年 8/3 日



詳しくは
こちら!



第1回

テーマ「生活習慣病」

これからの生活習慣病 ～健康で楽しく長生きを～

日時

2023年

11/19 日

14:00～16:00

(開場 13:00～/前座演奏開始 13:30～)

参加無料

先着500名!
(申込方法裏面)

会場

滋賀県立男女共同参画センター G-NETしが 大ホール

(近江八幡市鷹飼町80-4)



近江八幡駅から
徒歩の場合：JR近江八幡駅南口より約500m
バスの場合：近江八幡駅南口から近江バス
『男女共同参画センター前』下車
自家用車の場合：駐車場(約250台分)あり

開会挨拶・基調講演 14:00～

50年の軌跡、そして、ともに未来へ

滋賀医科大学 理事・副学長・病院長 田中 俊宏



講演 14:20～

生活習慣病はどうして体に悪いの? —基礎医学からのアプローチ—

滋賀医科大学
生化学・分子生物学講座(分子病態生化学部門) 教授
扇田 久和



超高齢社会を見据えた 生活習慣病の管理

滋賀医科大学
内科学講座(糖尿病内分泌・腎臓内科) 教授
久米 真司



各講演後に
皆様の質問に
お答えします!

閉会挨拶

滋賀医科大学 理事
地方独立行政法人 公立甲賀病院長 辻川 知之



当日は
楽しいイベントも
開催!

演奏会

講演前には
滋賀医科大学管弦楽団が
クラシック演奏を
お届けします

13:30から演奏開始!

主催/国立大学法人滋賀医科大学
後援/滋賀県、近江八幡市、甲賀市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町、(一社)滋賀県医師会、(一社)滋賀県病院協会、
(一社)滋賀県薬剤師会、(一社)滋賀県病院薬剤師会、(一社)甲賀湖南医師会、(一社)甲賀湖南薬剤師会、
(一社)近江八幡市蒲生部医師会、(一社)八幡蒲生薬剤師会、(一社)東近江医師会、東近江薬剤師会、
独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター、地方独立行政法人公立甲賀病院
お問合せ/滋賀医科大学 総務企画課 TEL:077-548-2008

湖国とともに、
世界に羽ばたく
医療のあゆみ半世紀、
さらなる飛躍へ



滋賀医科大

滋賀医大おうみ巡回講演会

～これまでの50年、これからの50年～

質問やご意見もあわせて
お寄せください！
各講演後に皆さまの質問にお答え
します。会場で質問を紹介された
方にはプレゼントを進呈。

留意
事項

- ・先着順で定員になり次第、締め切りとさせていただきます。
- ・席に余裕がある場合に限り、当日参加をお受け致します。
- ・定員超過などでお断りする場合がございます。
(お申し込み後、1週間以内に本学から連絡がなければ受講決定となります)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、会場でマスクの着用をお願いすることがあります。

お申込み方法



申込フォーム
から登録

下記URLにアクセスいただくか、右のQRコードを携帯電話・スマートフォンで
読み取りアクセスしてください
<https://forms.gle/g81jbumRuh4GVMJP7>



郵送による
申込

下部申込用紙枠内に必要事項を明記のうえ、この紙を封筒に入れて郵送してください
(この紙のコピーや、必要事項を明記いただいたハガキ等による申込も可)
郵送先：〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
国立大学法人滋賀医科大学 総務企画課総務係 宛



FAXによる
申込

下部申込用紙枠内に必要事項を明記のうえ、この面をFAXでお送りください
FAX番号：077-543-8659

各回とも、50周年を記念する
基調講演を予定しています。



申込用紙

※希望する講演に「参加者数」をご記入ください。

※一度にお申込みできるのは10名までです。11名以上の場合は分けてお申込みください。

参加者数	実施日時	内容／講師／会場	申込締切 (定員)
名	2023年 11月19日(日) 14:00 } 16:00	第1回 これからの生活習慣病 ～健康で楽しく長生きを～ ●「生活習慣病はどうして体に悪いの? -基礎医学からのアプローチ-」: 扇田 久和 教授 (生化学・分子生物学講座) ●「超高齢社会を見据えた生活習慣病の管理」: 久米 真司 教授 (内科学講座) 【会場】 滋賀県立男女共同参画センター G-NETしが 大ホール (近江八幡市鷹飼町80-4)	2023年 11月6日(月) (定員500名)
名	2024年 2月3日(土) 14:00 } 16:00	第2回 脳の神秘を解き明かし、100年生き生き健康脳! ●「脳の謎解き -認知症は克服できるのか-」: 西村 正樹 教授 (神経難病研究センター) ●「脳の謎解き -変わりゆく神経難病の「難」の意味-」: 漆谷 真 教授 (内科学講座) 【会場】 長浜文化芸術会館 大ホール (長浜市大島町37番地)	2024年 1月22日(月) (定員456名)
名	2024年 5月18日(土) 14:00 } 16:00	第3回 人生の幸せな最期(さいご)をむかえるために ●「人生の最期はいまどうなっているか -どこで最期を迎えているか-」: 伊藤 美樹子 教授 (公衆衛生看護学講座) ●「救急医が考える幸せなエンド・オブ・ライフ」: 塩見 直人 教授 (救急集中治療医学講座) 【会場】 藤樹の里文化芸術会館 ホール (高島市安曇川町上小川106) [予定]	2024年 5月7日(火) (定員450名[予定])
名	2024年 8月3日(土) 14:00 } 17:10	第4回 ～知って備える「感染症パンデミックと癌」～ ●「新型コロナとは何だったのか?」: 中野 恭幸 教授 (内科学講座) ●「パンデミックはまた来るのか?」: 伊藤 靖 教授 (病理学講座) ●「がんの解明と治療開発の展望: iPS細胞を使ってがんを治せるか?」: 縣 保年 教授 (生化学・分子生物学講座) ●「がんの解明と治療開発の展望: がん克服に向けた最新ゲノム医療の今とこれから」: 醍醐 弥太郎 教授 (臨床腫瘍学講座) 【会場】 大津市民会館 大ホール (大津市島の関14-1)	2024年 7月22日(月) (定員1,300名)

当日は、各講演会前に楽しいイベントを実施予定です。ぜひお早めにご来場ください。(※詳細は特設サイトをご覧ください)

お申込者 氏名		質問 ご意見	第__回への質問・意見(※対象回のご記入をお願いします)
電話番号	- -		
住所	〒		

草津栗東医師会・行事予定表

令和 5年 10月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
10/1	日			
10/2	月			
10/3	火			
10/4	水			
10/5	木			
10/6	金			
10/7	土			
10/8	日			
10/9	月			
10/10	火			
10/11	水	第201回草津栗東医師会循環器研究会	20:00～21:30	クサツエストピアホテル
10/12	木	くさつ在宅医療ネット	14:00～15:00	草津保健所3F
10/13	金			
10/14	土			
10/15	日			
10/16	月			
10/17	火			
10/18	水			
10/19	木	地域医師会会長会議	14:30～16:00	
10/20	金			
10/21	土	理事役員会	14:00～15:30	キラリエ303会議室
10/22	日			
10/23	月			
10/24	火			
10/25	水			
10/26	木	医師国保健康診断	8:30～15:00	済生会滋賀県病院
10/27	金			
10/28	土	例会・診療科紹介・CPC症例検討会	14:00～16:30	キラリエ402階会議室
10/29	日	ゴルフ同好会		近江CC
10/30	月			
10/31	火			